

令和 7 年度（2025 年度）第 3 回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2025 年 7 月 30 日（水）午後 1 時 30 分開会

場 所：北海道第二水産ビル 8 BC 会議室

1. 開 会

○事務局（名畑課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和7年度3回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

委員の皆様、本日は、お忙しいところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

最初の進行は、私、環境政策課の名畑が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、オンラインを併用する対面形式での開催としておりまして、委員総数15名中、会場出席が澁谷会長、オンラインで12名、合わせて13名の委員にご出席をいただいておりますので、北海道環境影響評価条例の規定により、審議会は成立していることをご報告いたします。

○事務局（名畑課長補佐） 続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

事前にお送りしておりますが、資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1から資料3まではいずれも1から2、資料4及び資料5は1から4となっております。

配付漏れ等がございましたら事務局までお伝えください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は5件ありまして、全てが風力発電の審議となっております。

議事の個別説明は省略いたしますが、議事（1）から議事（3）は図書の1回目の審議ですので、事業者に出席をいただき、事業概要の説明及び委員からの質問への応答を行っていただきます。また、議事（4）及び議事（5）は、答申文（案）たたき台を含め、ご審議をいただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の各議事については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は傍聴の皆様及び報道機関の皆様にはご退室していただきますので、ご協力をお願いいたします。

では、ここからの議事進行は澁谷会長にお願いいたします。

2. 議 事

○澁谷会長 それでは、議事の（1）に入ります。

本日が1回目の審議となる（仮称）遠別・初山別風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についてです。

本件は1回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である株式会社レノバからお願いいたします。

○事業者（株式会社レノバ） それでは、（仮称）遠別・初山別風力発電事業の配慮書につきまして説明いたします。

まず、第2章の事業概要についてです。

4ページをご覧ください。

事業の概要につきまして、まず、2.2.3 に記載しております発電所の出力は最大 28 万 8,000 キロワット、現在想定している風車の単機出力は 4,200 キロワットから 8,000 キロワット、基数は最大 36 基ということで検討しております。

このページの一番下に記載しておりますとおり、関係地域ですが、事業実施想定区域が位置する遠別町及び初山別村の 2 町村と設定しております。

続きまして、15 ページの事業実施想定区域の検討手法についてです。

フローでお示ししておりますが、通常の風力発電所の事業実施想定区域の検討フローに従い、検討対象エリアにおいて風況条件を確認した後、道路と社会インフラ等の整備状況を確認した上で、法令等の制約を受ける場所、環境保全上留意が必要な場所について重ね合わせをし、事業実施想定区域を設定してございます。

25 ページにもろもろ重ね合わせた図を載せております。

オレンジ色の点で住宅等を示しておりますが、赤色の円が 500 メートルの範囲となります。離隔距離に関しましては、事業実施想定区域のうち、風車を置く範囲から最寄りの住宅が 1 キロメートル強で、離隔距離についてはある程度確保されている状況です。

続きまして、32 ページの風力発電機の概要についてご説明いたします。

定格出力は、先ほど申し上げましたとおり、4,200 キロワットから 8,000 キロワット、大きさは、ローターの直径が 117 メートルから 171 メートル、ハブ高さは 115 メートルから 140 メートル、これらを踏まえて最大の高さは 174 メートルから 226 メートルの風車を候補として検討しております。

それから、事業概要の最後になるのですが、36 ページの周辺の他事業についてです。

ユーラスエナジーホールディングスの留萌北部（沿岸）広域風力発電事業が近傍に存在しております。

累積的影響に関しては今後の検討となるのですが、現在、ユーラスエナジーホールディングスとはコンタクトを取っておりますが、今後、事業計画が進捗いたしましたら必要に応じて累積的影響に関する情報等の交換等、協議をしたいと考えております。

事業の概要については以上となります。

○事業者（日本気象協会） 続いて、事業実施想定区域及びその周囲の概況について、日本気象協会よりご説明させていただきます。

まず、動物についてです。

希少猛禽類については、71 ページにセンシティブティマップを記載しております。

風力発電機の設置対象としている事業実施想定区域を含むメッシュは情報なしとなっております。

74 ページから 84 ページには鳥類の渡り経路について記載しております。

事業実施想定区域においてノスリの渡り経路が確認されている状況です。87 ページから 89 ページに北海道におけるハチクマ、オジロワシ、ハイタカ、オオタカ、クマタカ及びハヤブサの分布を記載しております。いずれの種についても事業実施想定区域を含むメッシ

ユは情報収集がされておりません。

植生について、102 ページに記載しております。

植生自然度 10 であるブナクラス域自然植生のササ群落、植生自然度 9 であるブナクラス域自然植生のトドマツミズナラ群落、エゾイタヤミズナラ群落に関しては事業実施想定区域の中に分布している状況です。

重要な自然環境のまとまりの場に関しては 141 ページから 142 ページに記載しております。

事業実施想定区域には、植生自然度 10 の自然草原、植生自然度 9 の自然林、保安林が分布しています。

続いて、配慮の特に必要な施設等と事業実施想定区域との位置関係についてですが、170 ページに記載がございます。

風力発電機の設置対象外区域を除いた事業実施想定区域から最寄りの配慮が特に必要な施設ですが、約 6.1 キロメートルの位置に初山別村立共成診療所が存在しております。また、事業実施想定区域及びその周辺における住宅等について、風力発電機の設置対象外区域を除いた事業実施想定区域から最寄りの住宅までは約 1.2 キロメートルとなっております。

景観については 145 ページに記載しております。

事業実施想定区域から約 13 キロメートルの範囲において 11 地点を確認しております。

景観資源につきましては 147 ページに記載がありまして、自由蛇行河川や海成段丘等を確認しております。

人と自然との触れ合いの活動の場に関しては 150 ページに記載がございまして、事業実施想定区域の周囲に 3 地点を確認しております。

続いて、計画段階配慮事項に関する調査、予測、及び評価の結果についてご説明させていただきます。

計画段階配慮事項の選定した項目に関しては 218 ページに記載がございます。

本事業では、騒音、超低周波音、風車の影、動物、植物、生態系、景観の 7 項目を選定しております。

非選定の理由に関しては 219 ページから 220 ページに記載がございます。

累積的影響の調査に関しては、先ほども説明しましたが、周辺他事業に関して 36 ページに記載がございます。

他事業との累積的な影響については、他事業の情報収集にまずは努め、それぞれの環境影響評価手続の進捗状況を勘案した上で、今後、検討を進めていく予定です。

続いて、各配慮事項の評価結果についてご説明いたします。

騒音については 229 ページに記載がございます。

図書に示す事項に留意することによって重大な影響を実行可能な範囲内で回避または低減することが可能であると評価をしております。

風車の影に関しては 231 ページに記載がございます。

こちらにも図書に記載している事項に留意することによって重大な影響を実行可能な範囲内で回避または低減することが可能であると評価しております。

動物については 264 ページに記載がございます。

海岸、海域及び砂浜を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域内にそれらの生息環境が存在しないため、改変による生息環境の変化に伴う重大な影響はないものと評価しております。また、人工構造物、河川、水辺及び湿地等の水域を主な生息環境とする重要な種については、直接改変を行わないことから、改変による生息環境の変化に伴う重大な影響はないものと評価しております。

一方で、高山や樹林、草地、耕作地、市街地等を主な生息環境とする重要な種については、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると考えております。

また、コウモリ類や鳥類に関して、事業実施想定区域上空を利用する可能性があることから、施設の稼働に伴うバットストライク及びバードストライクが生じる可能性があると考えております。

鳥獣保護区については事業実施想定区域外に位置しており、直接改変を行わないことから本事業の実施に伴う影響はないと評価しております。

これらのように、主な生息環境の一部が直接改変される種や事業実施想定区域上空を利用する可能性のあるコウモリ類や鳥類に関しては本事業の実施に伴う影響が予測されますが、今後の環境影響評価手続において事業実施想定区域を可能な限り絞り込み、図書に記載している事項に留意することにより重大な影響を実行可能な範囲で回避または低減することが可能であると評価しております。

植物については 277 ページに記載がございます。

樹林、草地、高山、砂礫地を主な生息環境とする重要な種については、生息環境の一部が改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があると考えております。

河川、水辺、湿地を主な生息環境とする重要な種に関しては、事業実施想定区域に河川や水辺等の水域が存在するものの、直接改変は行わないことから重大な影響はないものと評価してございます。

海岸を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域にその成育環境が存在しないため、改変による成育環境の変化に伴う重大な影響はないと評価してございます。

植生自然度 10、植生自然度 9 に相当する自然植生については、事業実施想定区域に存在しているため、事業によってはその一部が改変され、それらの生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がございます。また、1 件の巨樹については事業実施想定区域外に存在することから重大な影響はないものと評価しております。

これらのように、主な生息環境の一部が直接改変される種や事業実施想定区域に存在している自然植生については、本事業の実施に伴う影響が予測されますが、今後の手続において事業実施想定区域を可能な限り絞り込み、図書に記載している事項に留意することによって重大な影響を実行可能な範囲で回避または低減することが可能であると評価してございます。

生態系については 283 ページに記載がございます。

保護林、鳥獣保護区及び巨樹、巨木林については事業実施区域外に位置しており、直接改変を行わないことから重大な影響はないものと評価しております。また、植生自然度 10 と植生自然度 9 に相当する自然植生及び保安林については事業実施区域に存在しており、その一部を直接改変するため、重要な自然環境のまとまりの場への影響が生じる可能性がございます。しかし、今後の手続において、事業実施区域を可能な限り絞り込み、風力発電機の設置対象外の範囲を設定することに加え、図書に記載している事項に留意することによって重大な影響を実行可能な範囲内で回避または低減することが可能であると評価しております。

景観については 296 ページに記載がございます。

主要な眺望点については、いずれも事業実施想定区域に含まれず、直接的な改変は生じないことから重大な影響はないと評価をしております。

景観資源のうち、遠別川上流、豊岬段丘以外は事業実施想定区域に含まれず、直接的な改変は生じないことから重大な影響はないと評価をしております。

遠別川上流及び豊岬段丘については、事業実施想定区域の風力発電機の設置対象外の範囲と一部重複するものの、図書に記載している事項に留意することによって重大な影響を実行可能な範囲内で回避または低減することが可能であると評価しております。

説明については以上となります。

○澁谷会長 それでは、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（佐々木係長） 事務局の佐々木と申します。4 月から環境政策課に配属となりましたので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明申し上げます。

本配慮書は 6 月 23 日付で受理し、本審議会には 6 月 26 日付で諮問しております。

また、縦覧期間は 6 月 24 日から 7 月 25 日まで、知事意見は 10 月 3 日頃までを期限と求められております。

続きまして、資料の説明をいたします。

資料 1-1 に沿って、1 次質問とその事業者回答について抜粋して説明させていただきます。

資料 1-2 は事業者から提出された回答の補足資料となりますが、説明については割愛させていただきます。

それでは、資料 1-1 の 1 ページの質問番号 2-2 の②をご覧ください。

ここでは、事業実施想定区域の多くが保安林に指定されていることについて、区域の設定における保安林についての考え方、及び、今後どう風車の設置位置を検討していく予定なのかを質問いたしました。これに対して、事業者からは、区域の設定に当たり、保安林の分布を把握し、可能な限り事業実施想定区域から除外することを検討されたとのことであり、今後の手続においては環境影響の回避または低減を考慮して絞り込みを行う予定との回答でした。

本件については 4 ページの質問番号 3-18 で深掘りをしておりまして、今後の対応をどうされるのかを質問しております。これに対して、事業者からは、保安林については留萌北部森林管理署及び森林管理局と協議を行い、保安林の解除等について適切に協議、対応を行っていくとの回答でした。

続きまして、戻りまして 1 ページの質問番号 2-2 の③をご覧ください。

ここでは、事業実施想定区域内に砂防指定地、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が分布していることについて、事業実施想定区域の設定におけるこれらの区域の考え方、及び、今後どう風車の設置位置を検討していくのか、質問いたしました。これに対して、事業者からは、法令等の制約を受ける場所の分布を把握し、可能な限り事業実施想定区域から除外することを検討して、砂防指定地、地すべり防止区域、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は事業実施想定区域から除外、地すべり危険地区は風力発電機の設置対象となる事業実施想定区域から除外したとのことでした。また、今後、環境影響の回避または低減を考慮して絞り込みを行っていく予定との回答でした。

本件につきましても 4 ページの質問番号 3-16 の①で深掘りしております。

掘削や盛土等の土地の改変行為について質問をしております。これに対して、事業者からは、事業実施想定区域と崩壊土砂流出危険地区が一部重複しておりまして、現時点では風車配置やアクセス路の位置が確定していないことから土地の改変行為の可能性が示唆されておりまして、想定される改変としては、切土及び盛土、樹木の伐採等が挙げられるとのことでした。また、改変行為を行う場合に関しては、改変面積及び土量を最小化するとともに、沈砂池や各種のり面保護工などを適切に実施して土砂流出の防止に努めるとの回答でした。

続きまして、再度戻りまして、1 ページの質問番号 2-2 の⑤をご覧ください。

ここでは、事業実施想定区域に植生自然度 9 及び植生自然度 10 の範囲が広く分布していることから、区域の設定における植生自然度の考え方、今後どう風車の設置位置を検討していく予定なのか、質問しております。これに対して、事業者からは、配慮書においては、位置、規模の複数案を検討していることから事業実施想定区域を広めに設定しているため、今後、現地調査において詳細な分布状況を把握し、環境影響の回避または低減を考慮して絞り込みを行う予定との回答でした。

本件につきましても 6 ページの質問番号 4-14 の②で深掘りしておりまして、どのような低減措置を想定されているのか、質問しております。これに対して、事業者からは、現地調査の結果、植生自然度 9 及び植生自然度 10 を確認した場合には改変面積を最小限にするほか、重要な群落の改変を回避することを優先するが、改変せざるを得ない場合でもその影響を小さくする措置を講じることを想定しているとの回答でした。

続きまして、5 ページの質問番号 4-7 の①をご覧ください。

ここでは、専門家からオジロワシ、オオワシ、クマタカ及びミサゴに関する意見があり、具体的な繁殖情報が示されていることを受け、方法書段階での調査手法や調査地点の予定を質問いたしました。これに対して、事業者からは、希少猛禽類の生息状況について、事業実施想定区域の上空を視野範囲に収められるように調査地点を設定し、定点観察法による調査を実施する予定で、詳細な調査手法については、方法書において、現地の状況を踏まえ検討するとともに、専門家等へのヒアリングを実施した上で記載するとの回答でした。

最後に、6 ページの質問番号 4-12 の①をご覧ください。

ここでは、専門家の尾根上の改変を避ける工夫が望ましい旨の意見につきまして、尾根上の改変を避ける計画を検討されるのか、また、工事量を可能な限り低減した事業が可能であるのか、質問いたしました。これに対して、事業者からは、今後の事業計画の検討に当たり、現地調査等により現地の植生や河川等の状況を把握し、本事業の実施による影響を極力低減することを検討するとし、具体的には、尾根上の改変を極力避ける計画とすることや工事量を可能な限り低減することを含めた環境低減策を策定されるとの回答でした。

簡単ではございますが、本事業の説明については以上とさせていただきます。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への 2 次質問の作成を依頼させていただきたいと考えております。後ほどメールにて依頼いたしますので、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見を願いたします。

○先崎委員 一つ目は、専門家ヒアリングについてです。

図書の 248 ページに鳥の専門家ヒアリングとあり、大体の回答が調査計画立案の際に参考とするなどとなっています。配慮書の区域選定などにヒアリング結果を生かすことは検討されたのでしょうか。今は聞いても意味がないようなことばかりになっているのかなと気になりました。

○事業者（株式会社レノバ） 専門家ヒアリングにつきましては、いろいろとアドバイスをいただきましたが、配慮書段階ではそれらを細かく事業計画に反映したという結果にはなっておりません。

○先崎委員 では、方法書のときにもう一回聞くこともあるかもしれませんが、今回のヒアリングも方法書のときなどに反映していくということでしょうか。

○事業者（株式会社レノバ） 今後の専門家ヒアリングにおきましても、例えば、方法書段階でしたら調査の中の方法や予測評価の方法に、また、準備書段階でしたら、現地調査結果を踏まえて、例えば、ここは避けたほうが良いなどのアドバイスをいただき、細かいところで反映していくことを想定しています。

○先崎委員 そうしたら、ここで意見されている内容を念頭に置いて今後のヒアリングを実施してほしいと思います。

フクロウの調査をどうするのか、また、累積影響をどうやって評価するのか、そういったことを具体的に評価できるように今後の手続を踏めるようなヒアリングを今後は実施していただきたいと思います。

○事業者（株式会社レノバ） 承知いたしました。今回、配慮書段階でお聞きした専門家からのアドバイスにつきましても、今後の事業計画、アセスの中身に反映していくように細かくやっていきたいと思っています。

○先崎委員 次に、鳥のところで質問です。

この地域にはクマゲラなどが結構生息していると思うのですが、それについては何か指摘などはありましたか。

○事業者（日本気象協会） 配慮書の専門家ヒアリングの中では、特段、クマゲラに言及するようなコメントはいただいていません。今後、方法書で調査地点の選定などのお話をお伺いするときに改めて専門家の方々にご意見を聞き、内容を方法書に反映させていきたいと思っています。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○吉中委員 質問になるのか、コメントになるのか、分からないのですが、評価のところ

です。
全ての項目で評価結果としてまとめていただいている、例えば、277 ページの植物のところだと、評価結果の最後に、以下に示す事項に留意することにより、重大な影響を実行可能な範囲内で回避または低減することが可能であると評価すると書かれています。

今まで計画段階配慮書のところでこういう評価をしていたかが分からないのですが、実行可能な範囲内で回避できるということは実行可能でない範囲はどうするのか、それをどう考えればいいのかがよく分かりませんでした。これをそのまま理解すると、実行できない配慮だったので、重大な影響が及ぼされてもしょうがない、と読めてしまうのですが、これについてご回答をいただければと思います。

○事業者（株式会社レノバ） 実行可能な範囲で回避または低減ができると判断しているという表現についてですが、これは完全に重大な影響を回避できる、という表現ではなく、一部、影響等はあるかもしれないが、事業者として、極力、重大な影響を回避、低減する、といったことが可能であるという意味になります。

なお、他事業者のアセス図書においてこういった表現がなされているのかにつきまして
は現時点で我々は把握しておりませんが、確認したいと思います。

○吉中委員 何か釈然としないですね。そうすると、実行可能な範囲内では重大な影響は
回避できるが、それができない重大な影響はあり得るという評価だと思ってよろしいでし
ょうか。

○事業者（株式会社レノバ） 程度の問題もあると思いますが、重大な影響が残る可能性
はゼロではないという解釈になると考えます。

○吉中委員 ちょっとよく分からないですね。要するに、この評価結果は重大な影響はあ
ると言っていると思って良いですか。

○事業者（株式会社レノバ） 絶対にないということではない、ということで、重大な影
響を及ぼす可能性があるという評価になります。

○吉中委員 ほかの配慮書なども見てみたいと思います。

○事務局（名畑課長補佐） 事務局から発言します。

今、私の手元にある他の配慮書をぱっと見た状況だけでお伝えしますと、お話いただ
いている実行可能な範囲で、という言葉は手元にあるほかの三つの図書では使われていま
せん。これは事実としてお伝えいたします。

○澁谷会長 事業者からさらに何か付け加えることはありますか。

○事業者（株式会社レノバ） この表現に関しては弊社ではよくお作法的に使っています。

というのも、我々は、当然、環境影響を最小化していきますし、回避、低減していくと
いうことですが、今の配慮書の段階でゼロにできますとコミットすることはなかなか難し
いところがあります。今後、影響を小さくしていくために調査結果に合わせた設計をして
いくのですが、配慮書という柔らかい段階で全てに関して影響をゼロにするといい切るこ
とが難しいということもあり、こういった表現にしております。

ただ、こういった表現をしているから、全て実行可能ではないということで環境影響を
大きくしようと考えているわけでは当然ないということはお理解をいただければと思いま
す。

○澁谷会長 これは配慮書ですので、まだ具体的な計画にはあまり進んでいないというこ
ともあるのですが、事業者の回答としては非常に抽象的な言葉でのものがほとんどで、実
は、それは方法書になっても準備書になっても結構そうなのです。しかし、抽象的な回答
ですと、正直に言うと、我々はどう判断していいのかが分からないのです。

回避するとなると基本的には影響が出ないはずですよ。低減というのは、社会的に許
容できる、受忍できる範囲内にするというので、当然、そう努力してもらわなければい
けないですし、それを満たしてもらわなければいけない言葉だと思います。

理想的には各項目について定量的に示していただければ一番良いのです。でも、それが
なかなか難しいということもあります。ですから、例えば、回避となりますと、一番は事
業をやめるということになりますが、影響が出ない状態を部分的にでもつくっていくとい

うこと、低減は社会的に受忍できる範囲内に収めていくということですので、言葉で回答するにしてもなるべく分かりやすい表現を心がけていただければと思います。そして、定量的に回答できるような項目でしたら定量的に示していただければ一番良いと思います。

これはレノバの方に対する意見ではなく、事業者全体に対する意見です。抽象的で分かりづらい場合が非常に多いのが現実ですので、少し工夫をいただければと思います。お願いいたします。

ほかに委員の皆様からご質問等はございませんか。

○松島委員 現地の様子についてです。

今、空中写真で見ていると、林道のようなものが対象地の中に結構入っているように見えます。

計画地を選定する際、資材を運んだりするときに林道を利用するというのが他の事業ではよく見られるのですが、林道の活用などについてはどこかで検討されておりましたか。

○事業者（株式会社レノバ） 既存の林道、あるいは、過去に存在していた林道等に関しては我々も調査、把握を進めているところでございます。そして、新設の道路をつくるのではなく、既存の林道の拡幅にとどめ、できるだけ改変範囲を少なくすること、また、今は多少繁茂しているが、過去に存在していた林道を活用し、できる限り環境影響を小さくすることも、当然、念頭に入っております。

ただ、まだ全ての林道を完全に把握し切れていないこともあり、今後、地元からの情報等も収集しながら林道の活用について前向きに検討していきたいと思っております。

○松島委員 植生を見てもかなり自然度の高いまとまった植生が残っているエリアですので、なるべく既存の林道を活用して植生への影響を低減するよう配慮していただければと思います。

○澁谷会長 私から1点だけお願いをしておきます。

図書の24ページに保安林やその他の注意すべき土地の図が出ていますよね。今回は配慮書の1回目ですから、まだいいのですが、今、囲われている事業対象地のうちにどんな種類の保安林が何ヘクタールぐらいあって、そのほか、いろいろな区域がどれぐらいあるのか、難しいかもしれませんが、数字としてちゃんと示していただきたいと思います。

具体的に風車の位置が決まってこないと正確な数字は出てこないと思うのですが、保安林がほぼ全部かかっているぐらいの区域ですので、最大36基くらいを建設する場合、どれぐらいの面積が改変されると見込まれるのか、数字として出していただけるようにご努力願えればと思います。

いつもこういう図が出てくるのですが、例えば、8割ぐらいが保安林でしょうか、そういう数字があれば非常に助かるのです。保安林が8割あって、そのうちのどれぐらいの面積が改変を受ける可能性があるのかを示していただければ、物事を考えやすく、あるいは評価しやすくなると思います。できる範囲内でそういう数字を出していただくようお願いいたします。

ほかのところもそうです。後々、方法書や準備書でその数字が変わっていくのは仕方ないことだと思うのですが、数字で示すことができるところはなるべく示していただいて、議論できるようにしていただければと思います。できる範囲内で準備をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○事業者（株式会社レノバ） 承知いたしました。

○澁谷会長 ほかに委員の皆様からございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ほかにご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議を終了いたします。

事業者の皆様は会場及び Zoom からの退席をお願いいたします。

続きまして、議事の（２）に入ります。

本日が１回目の審議となる（仮称）新礼受ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。

本件も１回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者であるコスモエコパワー株式会社からお願いいたします。

○事業者（コスモエコパワー株式会社） 本日は、よろしくお願いいたします。

では、配慮書の１ページからお話しさせていただきます。

改めまして、コスモエコパワー株式会社による（仮称）新礼受ウィンドファーム事業についてです。

当社は、コスモエネルギーホールディングス株式会社の１００％出資会社です。

それでは、５ページをご覧ください。

事業名称は、（仮称）新礼受ウィンドファーム事業として、陸上風力を計画しております。

風力発電機の最大基数は２４基、単機出力は４,３００キロワットから６,２５０キロワットで最大１０万３,２００キロワットを想定しております。

事業実施の想定区域は北海道留萌市と増毛郡増毛町を想定しております。

６ページと７ページをご覧ください。

地図で示しておりますが、留萌市内の市街地から南側のエリアと増毛町の北側のエリア、山林内を想定しております。斜線部分は発電機設置対象外区域としておりますが、こちらの土地状況としまして、海岸沿いに国道２３１号が走っており、その国道沿いに住居が点在しております。ですから、その住居から最低５００メートル以上離隔した範囲として今回の事業実施想定区域を選定しております。

それでは、２７ページをご覧ください。

今回の風力発電機の風車諸元を記載しております。

出力については先ほど申し上げたとおりで、ブレードは３枚、ローター直径は１１７メートルから最大１７２メートルを想定しています。ハブ高さは最大８４メートルから１３０メー

ル、風力発電機の高さは、ハブ高さからブレード径を含めまして 142.5 メートルから 216 メートルとしております。

それでは、31 ページをご覧ください。

こちらでは、近隣の稼働中と計画中の風力発電事業について記載しております。

コスモエコパワー株式会社は、1997 年より留萌市内で風力発電事業を運営しております。1997 年に留萌風力第 1 発電所、1999 年に留萌風力第 2 発電所、そして、2001 年からは記載しております礼受風力発電所を運営しております。ほかに他事業者として、留萌市内では、留萌港風力発電所として、2,490 キロワット、2 基で運転しております。

計画中の風力発電所事業としましては、稚内グリーンファクトリーの（仮称）増毛町風力発電事業という平成 29 年 12 月の方法書届出のものがありません。そして、留萌市の隣の小平町で ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社の（仮称）小平町風力発電事業が令和 6 年 12 月の方法書届出で計画されております。

事業の概要は以上とさせていただきます。

○事業者（建設環境研究所） 続いて、事業実施想定区域及びその周囲の概況について説明させていただきます。

71 ページをご覧ください。

動物についてですが、重要な種は、哺乳類 8 種、鳥類 54 種、両生類 1 種、昆虫類 41 種、魚類 19 種、底生動物 2 種であります。

続きまして、76 ページについてです。

動物の注目すべき生息地として、事業実施想定区域及びその周囲においては自然公園が 1 件、環境緑地保護地区が 3 件、鳥獣保護区が 3 件ありまして、事業実施想定区域内にはるもっぺ憩いの森鳥獣保護区が含まれています。

続いて、77 ページになります。

鳥類の渡り経路などについて、次のページから図を示しています。事業実施想定区域及びその周囲においては、ノスリの渡り経路、オジロワシ、オオワシの渡り経路及び越冬期の分布、オオタカなどの生息分布が確認されています。

EADAS のセンシティブティマップにおきましては、事業実施想定区域及びその周囲には重要種のオオワシ、オジロワシが分布しており、集団飛来地はランク 1 及び情報なし、注意喚起メッシュは注意喚起レベル A3 及び B が重なっております。

次は、植生になります。

103 ページをご覧ください。

本地域におきまして、生育記録確認のある植物の重要な種は 61 種ありました。

続きまして、111 ページをご覧ください。

重要な自然環境のまとまりの場について、事業実施想定区域の周囲では鳥獣保護区のるもっぺ憩いの森、保安林、北海道環境緑地保護地区の留萌神社及び千望台、植生自然度 10 及び植生自然度 9 が分布しております。事業実施想定区域内には、るもっぺ憩いの森

鳥獣保護区、保安林、自然草原（植生自然度 10）及び自然林（植生自然度 9）が分布しています。

続きまして、景観に移ります。

118 ページをご覧ください。

事業実施想定区域及びその周囲におけるの景観資源は、暑寒別など、36 地点が存在しています。事業実施想定区域内には 5 番に当たります旧留萌佐賀家漁場が存在します。

続きまして、120 ページをご覧ください。

主要な眺望点には、ゴールデンビーチるもい（キャンプ場）など、16 地点が存在します。事業実施想定区域には礼受牧場が存在します。

続いて、122 ページをご覧ください。

人と自然との触れ合いの活動の場の状況におきまして、黄金岬海浜公園など、8 地点が存在します。事業実施想定区域内にるもっぺ憩いの森が存在します。

続きまして、156 ページをご覧ください。

配慮が特に必要な施設の配置状況及び住居などの配置の概況について、事業実施想定区域との距離を整理しますと、学校では留萌市立東光小学校が約 1.5 キロメートルに位置しております。

続いて、158 ページをご覧ください。

事業実施想定区域の北側には住居が存在し、内部には西側に複数の住居などが存在しております。

続いて、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果についてご説明します。

総合的な評価に移ります。

317 ページをご覧ください。

今回、選定項目とした八つについて、先に予測結果を説明します。

騒音及び超低周波音、風車の影について、予測の結果、風力発電機設置対象区域及びその周囲 2.0 キロメートルの範囲内に施設が存在しました。これらの施設は事業の実施により影響を受ける可能性があると予測します。

続いて、318 ページです。

動物についてです。

①の動物の重要な種 61 種についてですが、主な生息環境が事業実施想定区域に存在します。また、その他の動物の重要種 33 種については、主な生息環境の一部が事業実施想定区域に存在し、事業による影響を受けると予測されます。

②の動物の注目すべき生息地についてですが、るもっぺ憩いの森鳥獣保護区が事業実施想定区域に含まれており、影響を受ける可能性があると予測されます。また、事業実施想定区域の周囲には鳥類の渡り経路が存在しており、事業実施想定区域上空を鳥類が飛翔することで風力発電機への接触などによる影響を受けると予測されます。

続いて、植物です。

①の植物の重要な種についてですが、44 種が主な生育環境が事業実施想定区域に存在します。また、その他の植物の重要な種 14 種については、主な生育環境の一部が事業実施想定区域に存在し、事業により影響を受ける可能性があるとして予測されます。

②の重要な植物群落及び巨樹・巨木林についてですが、事業実施想定区域内に自然草原及び自然林が含まれ、事業により影響を受ける可能性があるとして予測されます。

続いて、生態系に移ります。

重要な自然環境のまとまりの場について、鳥獣保護区のるもっぺ憩いの森、保安林、北海道環境緑地保護地区の留萌神社及び千望台、植生自然度 10 及び植生自然度 9 が事業実施想定区域及びその周囲に存在します。このうち、るもっぺ憩いの森、植生自然度 10 及び植生自然度 9 については事業実施想定区域内に含まれることから事業により影響を受ける可能性があるとして予測されます。

続いて、景観です。

①の景観資源及び主要な眺望点などの改変の程度についてですが、風力発電機設置対象区域内には景観資源である旧留萌佐賀家漁場及び主要な眺望点である礼受牧場が存在し、影響を受ける可能性があるとして予測されます。

②の主要な眺望景観の変化の程度についてですが、主要な眺望点 13 地点において風力発電機を視認できる可能性が高く、事業の実施により影響を受ける可能性があるとして予測されます。

続いて、人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、事業実施想定区域にるもっぺ憩いの森が含まれるため、事業の実施により改変を受ける可能性があるとして予測されます。

これら 8 項目の評価におきましては、右欄に示す方法書以降の手続などにおいて留意する事項を行うことにより重大な環境影響を回避または低減できることが可能であるものと評価します。

以上で説明を終わります。

○**澁谷会長** 続いて、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○**事務局（下田主事）** 初めに、本配慮書に係る手続の経過について簡単にご説明いたします。

本配慮書ですが、6 月 26 日付で受理しまして、同日付で本審議会に諮問しております。縦覧期間は 6 月 26 日から 7 月 28 日まででした。

続きまして、資料の説明をさせていただきます。

関係資料は資料 2-1 と資料 2-2 になります。

それでは、資料に沿って説明いたします。

まず、1 ページの質問番号 2-3 をご覧ください。

既設風力発電所を撤去し、新たに別事業として風力発電事業を実施する計画とのことで

すが、環境省が令和2年に発表した風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドラインに基づいて行う事業ではないということか、また、これまで既設風力発電所を稼働してきた中でアセス調査等において活用できる可能性があるデータの取得等を行っているのか、質問をしております。これに対して、事業者からは、本事業はリプレース事業ではなく、新たに別事業として風力発電事業を実施する計画としており、先ほど申しましたガイドラインに基づいて行うことは想定していないとのことです。また、これまで稼働してきた中でデータの活用可能性等は想定しておらず、アセス法に則って今後の現地調査を実施する予定との回答を得ております。

続きまして、2ページの質問番号2-4をご覧ください。

風力発電機設置対象外区域として500メートルの離隔距離で十分であると判断した理由と植生自然度9や植生自然度10の区域は確認のみとして除外の検討を行わなかった理由について、それぞれ事業者に質問をしております。これに対して、事業者からは、風力発電機の設置対象外区域を500メートルとした理由については、環境省の報告書において居住地から500メートル以内の地域では風力発電施設の立地は不可と記載があることから、確実に取るべき離隔距離として500メートルを設定したということで、方法書以降の調査の結果などを踏まえて適切な離隔距離を検討し、方法書において設定根拠を明記するとの回答を得ております。また、植生自然度9と植生自然度10の区域の除外の検討については、現時点では事業計画及び工事計画の初期段階であり、改変の可能性のある範囲を広く考慮しているため、事業実施想定区域に含まれてはいるものの、方法書以降の現地調査において各群落の組成等に基づき適切に自然度を把握し、改変範囲から除外することを検討する、としております。

続きまして、8ページの中ほどの質問番号4-15の①をご覧ください。

図書の289ページの専門家意見で、二次林の代表種とされるミズナラについて、極相林の構成樹種にもなるため、極相林に向かって更新が進んでいる森林については改変を避けることが望ましいとの意見があり、これを踏まえると、植生自然度が高くない二次林であっても現地の状況によっては改変を避けるべきと考えますが、事業者の見解を質問しております。これに対して、事業者からは、森林の更新過程において極相に向かっていく場合には改変を慎重に検討すべきと認識しており、事業実施想定区域においてもミズナラを含む植生が広く分布していることから、今後、現地調査により植生の構成や更新状況を把握し、特に極相林への遷移が認められる区域については、専門家の助言を得ながら風力発電機の設置位置の選定において改変の回避または低減を図るように検討する、との回答を得ております。

最後に、その下の質問番号4-16の①をご覧ください。

生態系での留意する事項において、鳥獣保護区であるるもっぺ憩いの森についての記述がないのですが、環境影響の回避、低減に向けてこういった対応を検討しているのか、現時点での事業者の見解を質問しております。これに対して、事業者からは、環境影響の

回避、低減については、方法書以降の手續において現地調査を実施し、鳥獣保護区の保全状況や生息環境を把握した上で改変を伴う区域からの除外を検討し、必要に応じて専門家の助言を踏まえた適切な措置を講じる方針との回答を得ております。

本事業についての説明は以上となります。

今後の予定ですが、委員の皆様には事業者への2次質問の作成について依頼させていただきたいと考えております。審議会終了後にメールにて依頼させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上となります。

ご審議について、よろしく願いいたします。

○澁谷会長 それでは、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○松島委員 先ほどの1次質問の質問番号2-3の②の質問になります。

すぐ近くで稼働してきた既設風力発電所があるにもかかわらず、そのデータを活用しないのはどういう理由なのか、せっかくデータがあるのであれば、バードストライクなど、これまで稼働した結果による影響のデータは活用したほうが効率的ではないかと思うのですが、事業者の見解を教えてくださいと思います。

○事業者（コスモエコパワー株式会社） こちらで既設風力発電所のデータの活用は想定していないと記載している理由についてです。

まず、バードストライクなどの件についてですが、今、残っている風車でも2001年からの稼働でございまして、具体的な事後調査等を実施しておらず、適切なデータが収集できていないことが一つございます。

もう一つ、それ以外につきましても、現在建っている風力発電機が740キロワットであり、現在検討している（仮称）新礼受ウィンドファーム事業の新しい風力発電機に比べるとかなり小型であるということがあります。当然、現在のデータが活用できるものならというところはあるのですが、規模も違うことから想定していないとしております。

○松島委員 事後評価は、今までは実施していなかったが、今回新しく設置されるものについては実施されるご予定はありますか。

○事業者（コスモエコパワー株式会社） 今後のアセスの中での調査も踏まえ、事後調査が必要と判断されれば実施しようと考えております。

○松島委員 最近では事後調査は必須になっていませんか。私の思い違いかもしれませんが、なるべくやる方向でお願いできればと思います。

○事業者（建設環境研究所） 事後調査は恐らくアセスの流れでやることになるかと思うしますので、アセス手續の中でしっかりとご報告させていただこうと考えております。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○押田委員 お尋ねします。

動物の注目すべき対象種で、魚でイトウという名前がここにも出てきているのですが、イトウやニホンザリガニはこの区域の中の何川を想定し、いるというお話をされているの

ですか。細かいことですが、教えていただければと思います。

○事業者（建設環境研究所） 今は配慮書ということで、具体的な河川というよりも広域的な文献収集でイトウやニホンザリガニが抽出されたところです。

ですから、現地調査になりますと、事業実施想定区域内の河川域、あるいは、ザリガニですと沢になると思いますが、そこをしっかりと調査し、これらの種がいなかをきちんと確認してまいりたいと考えております。

○押田委員 では、取りあえず、現在は名前だけを挙げているけれども、いるかいないかの調査を今後していくということによろしいですか。

○事業者（建設環境研究所） そういうご理解で構いません。

○押田委員 例えば、イトウは絶滅危惧種で EN になっている魚です。こういったものがいた場合、今回の調査区は丸い円になっているのですが、そういうものの存在を配慮して風車の場所を決められるのでしょうか。そこを教えていただきたいと思います。

○事業者（建設環境研究所） 風車の建設の場合、どちらかというと尾根部中心になってくるかと思うのですが、当然、周辺の沢部も調査いたしまして、これら重要種が確認された場合は、それも十分に配慮して計画を進めていくことになるかと考えてございます。

○押田委員 ぜひ、水生生物との離隔も考えていただければと思います。

それから、ヒグマが出てきているのですが、天塩・増毛地方のエゾヒグマの地域個体群を想定して書かれているのですか。

○事業者（建設環境研究所） 重要種の抽出としてはそういうことになるかと考えております。

○押田委員 今、環境省でレッドデータ・リストのつくり替えを積極的にやっているところです。恐らく、今年度中ぐらいにいろいろと状況が変わりますし、変わってきたものが今度はホームページで出ると思います。

現在、配慮書段階ですが、いずれ事業が進行していく段階で、様々な対象種、例えば恐らくヒグマはこのような個体群では扱われなくなる可能性や、今ここに書かれているエゾシマリスなどは外れる可能性も出てきます。ですから、今後は気をつけて最新の情報を見ていただけるとうれしいです。

まだ変わっていないので、先のお話で恐縮ですが、私からは以上です。

○事業者（建設環境研究所） 方法書段階でも準備書段階でも、その都度、最新の情報を踏まえましてアセス図書を作成してまいりたいと思います。

○澁谷会長 資料 2-1 の質問にもありますが、鳥獣保護区が入ってしまっていますよね。今後、優先的に除外する対象とのお答えもいただいているのですが、改変の可能性があると書いてあります。しかし、基本的に風車の建設地としては難しいのではないかなと思います。

近くを道路が通っていますので、そういう意味で含まれてしまったのかなと思って見ていたのですが、最初から除外できないですか。最初から除外するのが一番問題なく、あつ

れきもないのですが、ここを含めた積極的な意味はどういうところにあるのでしょうか。

○事業者（コスモエコパワー株式会社） ここは道が通っているところで、今、当社の既設風力発電所が建っている礼受牧場への搬入の可能性も含めて範囲に入れていました。また、るるもっぺ憩いの森という鳥獣保護区の現況と活用状況を配慮書作成の初期段階では把握し切れていなかったもので、広く取るという意味合いで入れております。

ただ、現在は留萌振興局と協議も進めており、この場所は自然学習にも使われていると伺っています。そういった利用状況を踏まえ、今後の検討の中で風車の配置のエリアを絞っていくことになろうかと認識しております。

○澁谷会長 状況に十分にご配慮をお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

○事務局（名畑課長補佐） 一言、補足させていただきます。

先ほど松島委員からお話があった事後調査の関係ですが、アセスの手続の中で事後調査報告書は基本的には出すことになっております。何をどこまでやるかを今後の事業計画、準備書、評価書と進む中で具体的に検討していただくことになるかと思います。

最近の大型風力、アセス風力についてはほとんど全てで事後調査を行うという流れになっていますので、情報を共有させていただきます。

○澁谷会長 ほかにご意見等はございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ご意見やご質問がないようですので、本議事についての審議は終了といたします。

事業者の皆様は会場及び Zoom からご退席をお願いします。

続きまして、議事の（３）に入ります。

本日が１回目の審議となる（仮称）月越原野風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

この事業については、冒頭で事務局から説明がありましたように、非公開箇所に関するご意見やご質問がある場合は、一通りの審議終了後、非公開審議の場を設けて審議を行うこととします。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にお申し出ください。

本件も１回目の審議となりますので、事業概要の説明を事業者である月越原野風力開発株式会社からお願いいたします。

○事業者（月越原野風力開発株式会社） 本日は、お忙しい中、お時間を頂戴しまして、ありがとうございます。

まず、私から本件の経緯についてご説明をさせていただければと思っております。よろしく願いいたします。

本事業でございますが、（仮称）月越原野風力発電事業となっております。平成 24 年 5 月に、環境アセスが風力発電事業に適用される前の段階で、改正アセス法手続先行実施モデル事業として方法書を提出したものでございます。

お手元に資料があるかと思うのですが、事業経過についてということで年度ごとにどう
いうことをやったかを書いております。詳細につきましては次のページに文章で同じもの
を説明しております。

本件は、方法書といたしましては 2012 年にモデル事業として届出をし、11 月に大臣勧
告を頂戴しているものでございます。

飛んでしまうのですが、同書類の 2 ページの一番下に記載しております。モデル事業は
現在のアセスとそんなに大きく変わるものではなく、現在もごさいます発電所アセス省令
の別表第 6、調査項目についての箇所もほぼ同じです。現在では低周波音や大気質がなく
なっておりますが、その前段階のものを使って行っています。相違点としましては、関係
市町村から直接意見を頂戴していること、北海道知事意見が発出されていないこと、また、
方法書の審査期間が現在では 6 か月ですが、3 か月であったということで、そこが大きな
差異になっていると考えております。

その上で 2012 年に方法書を出して事業を進めようとしたのですが、系統確保に時間を要
し、次の調査に進んでいませんでした。2016 年に調査を開始し、調査していたところでご
さいますが、募集プロセスで我々に決定されなかったこともあり、また延期となっていま
した。その後、北海道電力の蓄電池募集プロセスの第 I 期の残りの容量についての募集が
2021 年にございまして、そちらに応募し、2023 年に確保できました。調査から 7 年という
日が経っていたこともあり、改めて 2023 年 5 月に追加調査を行い、準備書に向けて準備を
進めてきました。2023 年の現地調査から予測、評価、準備書作成などを行いまして、今年
になって準備書の届出をさせていただいたという経緯になります。

3 ページに追加調査の実施の有無とその理由と書いているところがございまして。こちら
は現在と同じような形ではございまして、大きな相違点といたしまして、当時、2012 年の
段階の方法書におきましては、ほかのアセスの事例がなかったこともあるのですが、騒音
や振動、水質などは民家から距離があるということで影響はないとして調査項目には含め
ていませんでした。ただ、そちらについても、現在の準備書、環境影響評価手続に合わせて
調査をし直しております。

経緯といたしましては以上となっております。

続きまして、事業の内容についてご説明をさせていただきます。

まず、準備書の 5 ページをご覧くださいいただければと思っております。

これが事業実施想定区域となります。

同じく広域図を 7 ページに入れておりまして、その拡大図が 8 ページと 9 ページにあり
ます。

こちらの広域図をご覧くださいますように、関係町村は寿都郡寿都町、黒松内町、島牧
郡島牧村の 3 町村となっております。

続きまして、6 ページをご覧ください。

発電出力などについてまとめておりまして、方法書段階と準備書段階の違いについて記

載しております。方法書段階では総出力 50 メガワット、基数は最大 25 基、単機出力が 2 メガワットと記載しておりましたが、今回の準備書におきましては 4.2 メガワット級風車を 11 基の 46.2 メガワットで作成しているところであり、令和 9 年以降の着工、令和 12 年以降の運転開始を目指しております。

次に、飛びまして、46 ページをお願いいたします。

こちらが風力発電機の諸元となっております。

先ほど申しましたように、定格出力が 4,200 キロワット、設置基数は 11 基、風力発電機の全高といたしまして、一番高いところで 142.5 メートル、ローター直径が 117 メートル、ハブの高さが 84 メートル、カットインスピードが風速 3 メートルでカットアウトが風速 32 メートル、定格風速 12 メートルのものを現在想定しており、次のページの 47 ページに風車の外形図も載せております。

続きまして、対象事業実施区域の検討フローでございます。

もともと 2012 年より前に検討を始めたもので、準備書にそれが記載されているわけではないのですが、基本的に日本海側の良好な風況が見込めるところを選定、確認をし、その上で重要な自然のまとまりの場、自然公園エリア、植生自然度の高いエリアを極力避けたものを検討しております。また、風車の輸送ルートといたしましても、道道 523 号などがあるところとし、新たに大きな道をつくる必要が極力ないところで場所の検討を進めてきました。

先ほど申しました重要な自然環境のまとまりの場、自然公園エリアや植生自然度の高いエリアですが、134 ページの自然公園の位置などを記載している図でご覧いただけるかと思います。

また、風車の輸送ルートといたしましては、40 ページに図面を入れております。

続きまして、対象事業実施区域周辺の事業者に移らせていただきます。

53 ページにリストを、54 ページに図面を載せております。

稼働中の風車としては新島牧ウインドファームがあり、こちらは 1 基の風力発電所となります。評価書が完了しているものとしては（仮称）島牧ウインドファーム事業があり、隣接している最寄りの発電事業となります。そのほかに、配慮書の手続中や完了しているものとして（仮称）島牧美川・折川ウインドファーム事業と（仮称）島牧風力発電事業、また、洋上案件として 3 案件が区域の西側の洋上に計画されており、配慮書が完了しております。

事業の概要としては以上となります。

現地の調査、予測、評価などについて、コンサルを依頼しております日本気象協会より報告させていただきます。

○事業者（日本気象協会） 引き続き、日本気象協会より説明させていただきます。

まず、第 3 章に記載しました対象事業実施区域及びその周囲の概況を説明した後に、環境影響評価、予測評価の結果の概要について説明させていただきます。

準備書の第3章についてです。

87 ページよりご説明させていただきますが、既存文献で把握をいたしました鳥類の生息情報についてです。環境省のEADASのセンシティブティマップの情報を記載いたしました。対象事業実施区域を含むメッシュについては、情報なしに該当します。

続いて、89 ページを開いていただけますでしょうか。

89 ページから 96 ページにわたって鳥類の既存文献上の渡りルートについて記載しております。既存文献上は、ハチクマ、オジロワシ、オオワシについて渡りルートは確認されませんでした。94 ページから 96 ページに記載しましたケアシノスリ、ノスリ、ミヤマガラスについては対象事業実施区域及びその周囲を通過している可能性を文献上で確認しております。

続いて、植生の説明についてです。

114 ページと 115 ページをご覧ください。

文献資料による対象事業実施区域の植生の情報を図で表しております。対象事業実施区域の植生として、主にササ群落やオオヨモギ群落、ダケカンバ群落が分布しております。

続いて、117 ページと 118 ページをご覧ください。

こちらは、既存文献で確認した重要な植物群落の分布を掲載しています。対象事業実施区域に特定植物群落は分布していませんが、植生自然度 10 のオオヨモギ・オオイタドリ群落、植生自然度 9 のチシマザサ・ブナ群落などが分布しております。

続いて、168 ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

対象事業実施区域と住宅などとの位置関係を図に表しました。風車から最も近い住宅は、対象事業実施区域から見て北東側の住宅で、風車からの離隔距離は約 2.2 キロメートルとなっております。配慮が特に必要な施設との最短距離については風車から約 3.1 キロメートルとなっております。

続いて、ページが前後して恐縮ですが、135 ページを開いていただけますでしょうか。

既存文献で把握しております景観の眺望点についてです。対象事業実施区域の周囲には風太公園などの眺望点が分布しております。

続いて、141 ページと 142 ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

人と自然との触れ合いの活動の場についてで、寿都神社などが分布しております。

駆け足となりましたが、対象事業実施区域の周囲の概況については以上となります。

続いて、第8章に記載いたしました環境影響評価の結果についてご説明していきたいと思います。非常に量が多いので、一部の項目を抜粋もしくは割愛しながら、簡潔にご説明させていただきます。

まず、施設の稼働に伴う風車騒音、超低周波音、風車の影については、先ほど地域の概況のところでも説明したように、風力発電機から住宅との離隔距離が約 2 キロメートル以上確保されていることから風車騒音の各指針値や各種基準値を予測上超過しない結果となっております。準備書内で現在稼働中の新島牧ウインドファーム、工事中の（仮称）島牧ウ

インドファームを対象に風車騒音、超低周波音、風車の影について累積影響の予測も行いましたが、こちらも同様の結果となりまして、各種基準値などは超過しない結果となっております。そのため、準備書上での今回の詳細な説明は割愛させていただきます。

水質より説明をさせていただきます。

準備書の 478 ページよりご覧いただけますでしょうか。

水質について、風車ヤードの沈砂池や道路部に設置する排水口からの排水が河川に到達する可能性があるかについて予測しました。図の中で一番東に位置します沈砂池 7 番以外の沈砂池や道路排水口からの排水は、河川に到達する前に土壌浸透する予測結果となっております。沈砂池 7 番からの排水は周辺にある既存道路に到達する可能性があります、既存道路の下りから上り勾配に変化する箇所から、再度、土壌に排水を行うことで、下流に位置する河川に到達するまでに土壌浸透は可能であると予測しております。

続いて、動物の説明に移らせていただきます。

まずは、主要な項目の調査結果についてです。

503 ページと 504 ページをご確認いただけますでしょうか。

コウモリ類の調査結果についてです。

今、開いていただいているページにはコウモリ類の調査位置を示しております。現地で測定された風速とコウモリの出現に関する調査結果の解析については 531 ページから 532 ページに記載いたしました。いずれの調査地点やコウモリ類の種群に応じて、おおむね弱風時に飛翔が多く確認されておりました。

続いて、鳥類についてです。

544 ページと 545 ページでは、任意調査、ラインセンサス、ポイントセンサスの調査地点を示しております。調査結果については 548 ページから 568 ページにわたって記載いたしました。

主要なポイントを説明させていただきますと、574 ページより希少猛禽類についての調査地点と調査結果を示しております。ミサゴ、ノスリ、ハチクマ、クマタカ、オジロワシなどの種が現地調査で確認されており、このうち、対象事業実施区域周囲において、ミサゴ、クマタカ、オジロワシの 3 種の営巣を確認しました。

595 ページからは鳥類の渡りについての調査結果を示しております。612 ページより渡りの経路の調査地点と調査結果をお示しいたしました。

次に、動物の重要な種の調査結果についてです。

689 ページから 701 ページに重要な哺乳類の確認位置を示しています。エゾシマリス、コウモリ類などが対象事業実施区域及びその周囲で確認されました。

712 ページから 784 ページに重要な鳥類の確認位置、渡り鳥の移動経路の調査結果を示しております。

748 ページから 749 ページに猛禽類調査時のミサゴの調査結果、752 ページから 753 ページにクマタカの調査結果、763 ページから 766 ページにオジロワシの調査結果、769 ページ

にノスリの調査結果をそれぞれお示しいたしました。

続いて、786 ページを開いていただけますでしょうか。

現地で確認された重要な両生類についてです。

エゾサンショウウオが確認されております。確認位置については、786 ページから 795 ページに記載をしております。

底生動物の主立った重要な種としてニホンザリガニが確認されており、810 ページから 813 ページにかけて確認位置を記載しております。

続いて、主要な動物の予測結果より説明させていただきます。

854 ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

鳥類の年間予測衝突数の予測結果の概要です。

予測に当たっては、本事業単独の予測結果のほか、現在、工事を実施している（仮称）島牧ウィンドファームを対象に、周辺事業との累積的影響も予測結果として掲載しております。

854 ページから 856 ページにミサゴのブレードへの予測衝突数とメッシュ図を示しております。

続いて、861 ページをご確認いただけますでしょうか。

861 ページから 863 ページにクマタカの予測結果を示しています。

改変による生息環境の減少、喪失の影響を予測するに当たって、863 ページに示した内部構造解析を行っております。鳥類全般の年間予測衝突数の予測結果について、ブレードなどへの接触に係る影響は小さいと考えるものの、予測については不確実性があるため、事後調査を実施いたします。

続いて、920 ページをご確認いただけますでしょうか。

両生類のエゾサンショウウオに対する予測結果となります。

工事中の濁水流入による予測について、水質の予測結果とエゾサンショウウオの確認位置との重ね合わせを行っております。エゾサンショウウオについて、一部、沈砂池位置の周囲で確認されておりますが、確認位置に沈砂池からの排水は流入しない予測結果となりました。

続いて、936 ページを開いていただけますでしょうか。

ニホンザリガニの予測結果についてです。

先ほどのエゾサンショウウオと同様の手法で予測を行いました。ニホンザリガニについても沈砂池や道路排水口の周囲で確認されておりますが、確認位置に排水は到達しない予測結果となりました。

動物については以上となります。

続いて、植物の調査結果より説明させていただきます。

ここからが2分冊目の図書の内容となっております。

956 ページを開いていただけますでしょうか。

956 ページから 960 ページにかけて現地調査結果を踏まえた現存植生図を掲載いたしました。

主にダケカンバーササ群落、ササ群落及びミズナラ・ブナ群落が確認されております。

現地調査結果を踏まえた植生自然度は 961 ページから 965 ページに記載いたしました。

対象事業実施区域の北部は、主に植生自然度 7 のダケカンバーササ群落が占め、南部は植生自然度 5 のササ群落、植生自然度 4 の耕作放棄地などが分布します。対象事業実施区域において植生自然度 10 及び植生自然度 9 は確認されませんでした。

続いて、998 ページを開いていただけますでしょうか。

998 ページから 1009 ページにわたって重要な植物の種の確認位置を図で示しております。

改変区域に該当する重要種としては、キタササガヤなどの 3 種が確認されております。

重要な種及び群落に対する予測結果については 1019 ページから 1025 ページに記載しております。改変区域に位置する重要種 3 種については移植を行い、事後調査で移植後の定着について確認を行います。

植物については以上となります。

次に、生態系についてです。

1036 ページを開いていただけますでしょうか。

注目種の選定種を 1036 ページから 1038 ページに記載しております。

上位性注目種としてはノスリ、典型性注目種としてはアオジを選定いたしました。

続いて、1085 ページを開いていただけますでしょうか。

ノスリについて、営巣環境への予測結果を示しました。

採餌環境への予測結果については 1087 ページに示しております。

営巣適地のポテンシャルを有する樹林環境について、樹木の伐採は極力行わず、改変面積の削減に努めるといった保全措置を講じること、採餌環境については、好適性の高い範囲は事業による一時的な影響を受けるものの、緑化により環境を回復させること、現地調査時にノスリの採餌を継続的に確認した対象事業実施区域西部の好適採餌環境について、改変しないことから影響は小さいと予測いたしました。

続いて、アオジの予測結果についてです。

1091 ページを開いていただけますでしょうか。

こちらに生息環境の予測結果を掲載しており、餌資源の予測結果については 1092 ページと 1093 ページに記載いたしました。

アオジについては、対象事業実施区域で推定されるテリトリー数 111 に対し、事業による影響を受けると考えられるテリトリー数は 4 であること、餌資源については草地環境が周辺の範囲にも分布していることなどから、環境保全措置を講じることにより影響を低減できるものと予測いたしました。

最後に、景観についてですが、フォトモンタージュの掲載ページについてだけご紹介さ

せていただきます。

まず、本事業単独のフォトモンタージュによる予測結果については 1105 ページより掲載しております。

周辺他事業で現在稼働中の風力発電所については、現状の写真に含めた上で、本事業の風力発電機も合成してフォトモンタージュを作成しております。また、現在工事中の（仮称）島牧ウィンドファーム等の累積的影響についてもフォトモンタージュで予測を行っておりまして、1224 ページ以降に掲載をしております。

駆け足となってしまいましたが、以上が環境影響評価の結果となります。

○澁谷会長 続きまして、事務局から主な 1 次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） まず初めに、本事業に係る手続の経過について簡単にご説明いたします。

本事業は、先ほど説明があったとおり、月越原野風力開発株式会社が寿都町、黒松内町及び島牧村に風力発電所をつくる計画となっています。事業者による縦覧は本年の 6 月 20 日から 7 月 22 日まで実施されておりまして、当審議会への諮問は 6 月 24 日付でさせていただいたところです。

なお、本事業は、先ほど事業者からも説明があったとおり、改正アセス法手続先行実施モデル事業ということで平成 24 年に方法書手続を開始しています。また、配慮書制度開始前だったことのほか、風力発電事業がアセス対象となる前に方法書を公表しております。経過措置により方法書手続の途中から法アセス事業となっておりまして、平成 24 年に経産大臣の勧告を受けているという状況になっております。

準備書までに相当の期間が開いた理由も先ほど説明があったとおりです。道として手続に関わるのは本準備書からで、方法書段階で諮問や審議等はされていない事業になります。

それでは、資料の説明に入りますので、資料 3-1 と資料 3-2 をご用意ください。

なお、資料についてですけれども、希少種保護の観点から、一部、非公開情報を含んでおります。資料 3-1 でいうと着色されている部分、資料 3-2 の別添資料では行動圏等を示す図がそれに該当しております。図書についても営巣地やそれに関する飛翔、重要種の確認地点などを非公開としている場合があります。図にはその旨の記載がありますので、ご確認ください。もしそれらの情報に言及する場合は、冒頭で説明があったとおり、非公開審議の時間が設けられるので、その際に言及をいただきますようお願いいたします。

では、資料 3-1 の 2 ページの質問番号 2-2 をご覧ください。

本図書の特徴的なところということで、事業の経過について質問しておりますので、適宜、ご参照ください。なお、紹介はしませんが、ほかにも幾つか同様の質問をしている箇所がございます。

続きまして、3 ページの質問番号 2-5 をご覧ください。

先ほどの事業者の説明の中でもありましたが、風力発電機が方法書段階から大型化して

いる理由を伺いました。これに対して、事業者からは、方法書の届出より 10 年以上がたっている案件となっていて、本方法書で計画していた機種がメーカーにて廃番となってしまう、現時点で選定可能な機種が方法書時点のものよりも大型のものしかないため、とのこと。

②では、大型化したことによっていろいろな影響が増大しているのではないかと伺っています。これに対して、事業者からは、準備書に記載の風力発電機の大きさ等の諸元を踏まえて予測を行っているということで、まず、バードストライクに関しては、年間予測衝突数の算出を行っているのですが、予測の不確実性を伴うので、事後調査を実施することになっているとのこと。そして、風力発電機の稼働に伴う騒音については、予測の結果、現況からの増加はなく、環境省の騒音の指針値も満足する結果となっていて、発電機の大型化をもっても影響は小さいと回答されております。また、景観について、風力発電機の大型化に伴う影響は一部であるものの、先行事例の送電鉄塔の見え方の知見において、やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある、構図を乱す、圧迫感はあまり受けないとされる視野角を下回っており、別の知見においても、負の意味で風力発電機を気にするようになるとされる視野角は下回ることから、影響の程度は重大ではないと考えているとのこと。

次に、4 ページの質問番号 2-10 をご覧ください。

緑化についての質問ですが、①では緑化種について確認しております。これに対して、事業者からは、キタササガヤ個体群の移植以外の緑化については、極力、在来種を使用する予定、また、在来種も近隣の在来種を前広に購入していく計画ですが、万が一、種子が不足する場合は、土砂流出対策が目的であるので、その時期に手に入る外来種も限定的に使用する可能性がある、なお、表土取り置きによる移植に関しては管理が難しく、全体量を賄える量の確保が困難であるとの回答をもらっております。

②は完成後の維持管理作業についてです。これに対して、事業者からは、外来種駆除の取組等は施工後の維持管理に重要と考えていまして、今後、森林管理署等の関係機関と協議し、その協議の中において具体的な対策を検討していきたいと考えているとのこと。

③では、先ほど出てきましたキタササガヤ個体群の一部をのり面に移植して、緑化資材としての活用を想定しているとありまして、図書の 249 ページで専門家からの提案を基に検討したと書いてあったので、その提案を基にしたものと考えてるが、本種の生育環境上、のり面への移植は可能なのか、本種を選定する妥当性を伺っております。これに対して、事業者からは、本種の生育環境は低山の林縁のほうであるため、生育環境上、のり面への移植も可能、移植後は、図書の 1279 ページに記載のとおり、モニタリングを実施する予定としているとのこと。

④は、ヤードの緑化についてで、緑化しない碎石舗装の部分は外来種の侵入を防止できる見込みなのかを伺っています。これに対して、事業者からは、碎石舗装の部分は、バードストライクに対する対策として植物が生育しないようにする計画でありまして、碎石は

コンクリート殻が主となる材料で、アルカリ性であり、植物の生育に不向きな環境となるので、碎石舗装することにより帰化植物の占拠を極力防ぐことが可能であるとの回答をもらっております。

続きまして、7ページの質問番号5-1をご覧ください。

方法書段階で出された経産大臣勧告の内容を踏まえて、各関係市町村から提出された意見書を求めています。これに対して、事業者からは、別添資料として資料3-2の5ページに3町村分の意見が示されております。主に住民理解に関することや適切な環境影響評価を行うよう求める意見が出されておりますので、適宜、ご参照をいただければと思います。

次に、資料3-1の8ページの質問番号6-1をご覧ください。

本事業は、事業経過を踏まえ、一部の項目において再調査を実施していることから、9ページにかけて追加調査の要否などに関する質問を行っております。説明は割愛しますが、事業者からおおむね図書のとおりとする回答があります。ただ、9ページの質問番号6-5のコウモリ類に関する質問では、再度、ヒアリングを行うことで追加調査の必要性について確認する旨の回答があります。また、その下の質問番号6-6や質問番号6-7では、有識者の意見を踏まえ、追加調査を実施することとした旨の回答がございます。こちらも、適宜、ご確認ください。

飛び飛びで申し訳ないのですが、次は、資料3-1の10ページから13ページにかけて、有識者の意見と事業者の見解に対して幾つか質問をしています。

代表的なところで言うと、10ページの質問番号追加6-40では、ヒアリングを実施した専門家に対して、記載内容の修正や掲載の承諾を得ているか、確認しております。これに対して、事業者からの別添資料の資料3-2の13ページに結果が用意されておりますので、ご確認ください。なお、本回答ですが、非公開としているものとなりますので、審議の際はご配慮ください。

次に、また資料3-1に戻りまして、13ページの質問番号6-26をご覧ください。

哺乳類の調査手法です。小型哺乳類捕獲調査において、シャーマントラップ20個及びピットフォールトラップ5個を設置したと記載されていることに対して、過小評価につながらないように、適切な手法による調査の必要はないかを伺っております。これに対して、事業者から、口径8センチメートル前後の少し大きめの紙コップのイメージで20～30個程度の設置が推奨されているが、本事業で実施したものはそれよりも大きいもので、深さと口径が20センチ前後のごみ箱ほどの大きさのものを各地点に5個設置しており、面積換算すると同程度となることから問題ないものと考えているとの回答がございました。

次に、20ページの質問番号13-16をご覧ください。

鳥類のオオジシギについての質問ですが、周辺他事業による改変を踏まえ、生息環境が減少したり、行動圏が変化する可能性がないか、そのような状況も踏まえた予測となっているかを伺っています。これに対して、事業者からは、改変区域を基に予測を行っている、

他事業の改変区域の諸元データを入手できていないことから、累積的影響予測は行っていないとの回答がございました。なお、オオジシギについては、専門家から年間予測衝突数を算出したほうが良いといった意見があることを踏まえて追加調査を実施しているということで、結果は評価書において示すと回答があります。

また、今の説明の中で、累積的影響予測に関する回答が、改変区域を基に予測を行っている、他事業の改変区域の諸元データを入手できていないことから累積的影響予測は行っていないとのことでしたが、生態系の項目に関する質問に対する回答においても同様の見解が得られております。該当する部分は 25 ページの質問番号 15-4 と質問番号 15-5 にありますので、適宜、ご参照ください。

そちらの説明は割愛しまして、引き続き、質問について説明してまいります。

20 ページの質問番号 13-18、先ほどのオオジシギの質問の二つ下になります。

クマタカについてで、2 営巣期を含む 1.5 年以上の調査ができているかが疑問であるということ、また、営巣中心域が存在する可能性を踏まえて追加調査の実施の必要性について伺っております。これに対して、事業者からは、営巣中心域は対象事業実施区域にはかかっておらず、営巣中心域、高利用域を推定できたことから十分に予測はできているものと考えているが、2 営巣期を含む 1.5 年以上の調査を実施できるよう、令和 5 年 9 月以降も調査を継続しており、その結果も評価書に追記する予定であるとの回答がございました。

また、環境省のクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方という資料があるのですが、こちらに沿った予測結果についても伺っております。これに対して、事業者からは、回答が資料 3-2 に別添資料として示されております。こちらには高利用域等の情報が出ているため、回答は非公開となっておりますので、審議の際はご配慮ください。

資料 3-1 に戻りまして、次は、22 ページの質問番号 14-5 をご覧ください。

文献上に植生自然度 9 としていた植生を代償植生と判断した理由やヨシ群落を人工的立地と隣接しているとの理由で植生自然度 8 とした理由を伺っております。これに対して、事業者からは、当該群落の確認状況としては、沢沿いで伐採しにくい微地形等で、大径木が残っている箇所もあれば、施業が入りやすいような地形では伐採があったであろう箇所もあり、一度、人の手が入っていると思われる細い木が多い箇所もあったということで、こういった状況から、部分的に自然度の高い箇所もあるとは認識しているが、総合的に判断して植生自然度 8 としたとのことです。また、ヨシ群落については、耕作放棄地に隣接しておりまして、恐らく過去に開拓されて農地にしようとしたものの、水の流れ等が原因でうまくいかなかったのではないかと推察される場所だったということで植生自然度 8 としたとの回答がございました。

駆け足のご説明となってしまいましたが、本事業に係る説明は以上とさせていただきます。なお、委員の皆様には、先ほどの事業と同様、メールにて 2 次質問の依頼をさせていただきたいと考えております。

それでは、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○押田委員 図書の 512 ページをご覧くださいなのですが、哺乳類の調査結果の目名にコウモリと書かれていますよね。そして、その目名という欄が一番左側ですが、その次に科名でキクガシラコウモリ、ヒナコウモリと書かれています。これはいいのですが、その次の種名です。ヒナコウモリのところに、またコウモリ目が二つ入ってきているのですが、どちらも学名の *Chiroptera* はコウモリ目ですよね。翼手目と書かれてしまっているわけですが、目、科、種という感じでだんだん小さくなっていくのに、種名のところに目名が書かれてしまっているのです。

この二つの目名はヒナコウモリ科の何かであるということを意味しているのか、教えていただければと思います。

○事業者（日本気象協会）

こちらは表の記載が正しくなかったのですが、コウモリ目の二つ分かれているところに関しましては、バットディテクターによる周波数の確認というところでした。ヒナコウモリ科ではなく、コウモリ目の 10 キロヘルツから 30 キロヘルツ、30 キロヘルツから 60 キロヘルツということになります。

コウモリ目というところを科名と混同しているような記載でしたので、評価書においては、正しい表記にしたいと思います。

○押田委員 分かりました。よろしくお願いいたします。

この会議で私は何度も言っていますが、道南のほうにはコヤマコウモリという日本の固有種が生息していて、バットストライクで何個体か死んでおり、かなり問題になっていた時期があります。そして、コヤマコウモリは、まさにヒナコウモリ科のコウモリなのです。ですから、ヒナコウモリ科というところの記載方法によっては、公開したときにいろいろなクレームが来るのではないかと思ったのです。ですから、次のときにはこういう表記はできるだけ避けていただければと思います。

そして、もう一つお尋ねします。

ピットフォールトラップは、いつものこの会議で五つぐらい面積が大きめなものをかければ大丈夫というお話が出るのですが、多少小さめのものを距離を離してたくさん設置するのと、大きなものを一つ準備して設置するのとで旧食虫類を捕獲するときには全然意味が違ってきてしまいます。というのは、旧食虫類、今はトガリネズミ科と言ったほうがいいと思うのですが、これは単独で生きている動物です。あまり行動圏の情報は実はないのですが、15 メートルから 20 メートル四方に 1 匹ぐらい生息しているような感じです。広い大きなものを一つかけても、そこで捕れるのは場合によっては 1 匹だったりするかもしれません。ですから、面積が同じだから良いという考え方は改めていただいたほうが良いかと思います。多少面積が小さいものでも、20 個～30 個ぐらい、分けてばらばらにして設置することで、そのエリアの個体数をより正確に評価できるかと思います。

次にもし調査をされるようなことがあったときには、そのようにしていただけると良いと思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 通常、このように設置していることが多かったのですが、今お伺いいたしまして、次回からその点は配慮したいと思っております。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○先崎委員 1次質問の質問番号 13-16、それから、質問番号 13-18 についてお聞きします。

前者がオオジシギで後者がクマタカです。

どちらも追加調査をされているとのことだったのですが、オオジシギについてはいつどんな調査を実施されているのかをお聞きします。また、クマタカに関しては「令和5年9月以降も調査を継続しており」ということで、評価書ではなく、今回、質問の回答とかでも結果を示していただくこともできるのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会） まず、オオジシギの調査についてですが、専門家から繁殖初期のよく飛ぶ時期に調査を実施したほうがよいということで、5月下旬に3地点ほどオオジシギが確認されるようなところに定点を取りまして、1時間当たり10分観察を行って10分記録するというので、朝から夕方までの連続の調査を3日間行っております。

○先崎委員 オオジシギは、渡来が4月10日過ぎですので、5月下旬だとちょっと遅いと思っています。

また、夜間は調査されていないのですか。現在だと夜間でも見られる機械があつて、できると思います。その場合、月周期を考慮して実施するのが大事だと思います。

結果を踏まえて十分に調査ができていたかどうかもお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 夜間の調査は行っておりません。目視で飛翔高度を取る調査になりますので、夜間ではなく、可能な限り目視で確認できる範囲の時間帯での調査を行っております。

○先崎委員 夜間でもできると思うのです。お調べになっていないだけだと思うのですが、高度を取れるような調査が現在はできます。

5月末からだと、日によっては昼間に飛ぶかもしれないのですが、4月のピークのときに比べるとあまり飛ばない可能性もあります。過小評価になっていないかも含めて今の結果を解釈し、追加の調査などをする必要があるかどうか、検討したほうが良いのではないかと思います。

○事業者（日本気象協会） オオジシギの調査結果は今まとめているところでして、まとめましたら十分に検討したいと思います。

○先崎委員 評価書ではなく、できれば、次回あるいは次々回に見せていただけたらと思うのですが、どうでしょうか。

○事業者（日本気象協会） ちょっとお時間をいただくかと思いますが、できる範囲で可

能な限りご提示させていただきたいと思います。

○先崎委員 クマタカの方はいかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会） クマタカは、現在、まだ調査は実施中ですが、途中まででもよろしければ提示することは可能かとは思いますが。

○先崎委員 この1次質問の意図からしたらそれでも良いのではないかと思いますので、お願いできればと思います。

○事業者（日本気象協会） 承知いたしました。

○先崎委員 追加でお聞きます。

渡り鳥の調査は結構前のものという理解でいいですか。希少猛禽類に関しては最近も実施したが、渡り鳥に関しては大分前のものに基づいて図書をつくっているということでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 渡り鳥調査は過年度のみとなっております。

○先崎委員 ガン、カモなどはこの10年でかなり増えているのです。以前調査を実施された時と比べて、それなりの数がこの辺りを結構渡っている可能性があるのかなと思っていて、追加の調査が必要ではないかという気もするのですが、いかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 渡り鳥調査ではないのですが、先ほどおっしゃっていたように、猛禽類調査のときに併せて渡り鳥調査を行っております。確認数についても、過年度の渡りとそれほど大差なく取れておりますので、希少猛禽類調査のうちの渡りの結果で把握できているかと思っております。

○先崎委員 同じコンサルの事業でもたまに言うのですが、希少猛禽類調査は、渡り鳥調査ではないので、ちゃんとデータが取られていないと思うのです。別の図書でも問題になっていたことがあったと思います。

ですから、希少猛禽類調査で片手間に取った渡り鳥のデータから過去のデータが十分であるというのは考え方としては良くないと思うのですが、いかがでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 委員のご指摘は他の案件のときにもいただいておりますが、本件については希少猛禽類の調査地点での視野が全体をカバーできております。

恐らく、ご心配されているのは、希少猛禽類の方を重点化してしまうので、渡りの記録がおろそかになってしまうという点かと思うのですが、現地調査をしている限りにおきましては、その点も十分に注意しながら調査を行っておりますので、渡りの個体を見落とすことはほとんどなかったと考えております。

○先崎委員 もしそうであれば、データでお示しいただければと思います。調査努力量も含めて、いつ、どのくらいの努力量で渡り鳥を調査し、どんな結果が得られたのかを出していただいたら良いのではないかと思います。猛禽類調査と一緒に記録したものです。

○事業者（日本気象協会） 努力量ということでしたので、整理して提示したいと思えます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○松島委員 二つあります。

一つは、図書の 1019 ページの植物の重要な種についてです。

表の中でリストに上げられていて、先ほどこちらの説明の中で重要な種は移植するというお話があったのですが、これは全部を移植するというお話でしたか。それとも、この中の幾つか、例えばカキランだけといった意味でしたか。ご確認をいたします。

○事業者（日本気象協会） この中で移植を予定しているのが 3 種でして、カキランとタマミクリとキタササガヤになります。

○松島委員 では、クゲヌマランは移植しないということですね。すみません、21 ページに書いていましたね。

ちなみに、図書の 21 ページのクゲヌマランの説明ですが、北海道などにも分布しているということで、参考文献がレッドデータブック 2014 になっています。分布は太平洋側に限られると書いていますが、クゲヌマランは日本海側にも分布しているので、これは古い情報ではないかと思います。

もう一つお伺いしたかったのは、資料 3-1 の 22 ページの質問番号 14-5 です。

先ほどの植生自然度 8 に変更した理由が人の手が入っていると思われるところで植生自然度 10 や植生自然度 9 について植生自然度 8 が妥当だろうと評価されたということなのですが、攪乱の履歴は確認されているのでしょうか。

○事業者（日本気象協会） 攪乱の履歴というか、伐採しているような跡があります。また、国有林にもなっておりまして、施業が入っているようなところもございました。

○松島委員 では、人の手が入っていたという確証を基に評価したということですか。

○事業者（日本気象協会） そうです。

○松島委員 要は、こういった変更を行うときは、基本的にきちんと攪乱の履歴を確認して、それを基に評価したといいますか、ある程度のしっかりした根拠が書かれていた方が良かったので、質問させていただきました。

○事業者（日本気象協会） 今のご質問は質問番号 14 の①のことでよろしいですか。

○松島委員 22 ページの質問番号 14-5 で、1 次質問の植物に関する質問の中です。

○事業者（日本気象協会） ミズナラのほうでよろしいですか。

○松島委員 ①と②の両方です。

○事業者（日本気象協会） 今は①のところでご回答させていただいたのですけれども、②のヨシのほうは問題ないでしょうか。

○松島委員 同じく、②のヨシについても、かつて農地で開拓されたが、そこから放棄されて戻ったのではないかというお話でしたが、攪乱の履歴を確認されているのかということです。

○事業者（日本気象協会） こちらについては評価書のときに丁寧な説明を追加したいと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

(発言者なし)

○澁谷会長 ほかにご意見、ご質問がないようですので、ここで非公開審議について確認いたします。

委員の皆様から非公開箇所についてご意見やご質問がある場合は挙手をお願いいたします。

(発言者なし)

○澁谷会長 挙手がないようですので、非公開審議はなしとして、本議事についての審議を以上といたします。

事業者の皆様は会場及び Zoom からご退席をお願いいたします。

それでは、ここで一旦休憩を取ります。

[休 憩]

○澁谷会長 時間になりましたので、再開いたします。

次は、議事の(4)に入ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております(仮称)上ノ国風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から主な2次質問とその事業者回答等の報告、それから、答申文(案)たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局(榎本技師) 本事業につきましては、今年の4月17日付で受理しており、4月22日付で本審議会へ諮問させていただいております。

本日が2回目の審議となりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、簡単に本事業の概要についてご説明させていただきます。

図書を用いながらご説明していきます。

まず、4ページをご覧ください。

対象事業実施区域ですが、上ノ国町及び厚沢部町にかかる赤い線で囲まれた範囲となっております。面積は約3,600ヘクタールです。

3ページにありますように、設置する風力発電機の単機出力は4,200キロワットで、最大34基設置する計画となっております。総出力は最大14万2,800キロワットとなります。

次に、30ページをご覧ください。

区域周辺の他事業との位置関係ですが、こちらの図のとおりとなっております。本事業と区域が重複している計画としましては、(仮称)焼山風力発電事業と(仮称)上ノ国湯ノ岱風力発電事業があるほか、周辺では稼働中の事業が4事業、計画中のものが9事業存在しております。

次に、動物についてですが、75ページをお開きください。

コウモリの分布状況ですが、対象事業実施区域の周辺ではハイリスク種であるコヤマコ

ウモリの生息に関する情報が確認されております。

続きまして、76 ページをご覧ください。

ここでは、センシティブティマップにおける注意喚起メッシュが示されておりますが、区域を含むメッシュにおいてクマタカの生息に関する情報が確認されております。

次に、鳥類の渡り経路についてご説明いたします。

78 ページをご覧ください。

二つ図がありますが、下の図を見ていただきまして、緑の線で示されているノスリの渡り経路が区域周辺で確認されております。

続いて、80 ページと 81 ページをご覧ください。

両ページの下の図において、同じくノスリの渡り経路の春季、秋季が掲載されております。いずれも区域と重複することが確認されております。

次に、植物についてご説明いたします。

118 ページを開いてください。

図では、植生自然度 9 の範囲が事業実施区域内の全域、特に北側に多く広がっていることが分かります。代表種としましては、ここには書かれていませんが、チシマザサ、ササナ群集やヒノキ、スナロ群落の分布情報が確認されています。

次に、生態系についてですが、124 ページをお開きください。

こちらは重要な自然環境のまとまりの場についてです。

対象事業実施区域には、植生自然度 9 の範囲のほか、保安林が存在しています。

保安林の種別につきましては 204 ページに示されておりますので、お開きいただけますでしょうか。

こちらの図によりますと、保安林の種類のうち、水源かん養保安林及び干害防備保安林と本区域が重複しているという状況になっております。

続きまして、河川の利用状況についてです。

ページ戻りまして、150 ページをご覧ください。

図ではなく、文書での表記になりますが、（１）の③のさけ・ます増殖河川の記載のとおり、事業実施想定区域の周囲では、石崎川、天野川、厚沢部川がさけ・ます増殖河川として設定されており、これら三つの河川のうち、天野川と厚沢部川の集水域が本事業の実施区域に含まれております。また、（４）の農業用水、工業用水の利用状況に記載のとおり、糠野川が農業用水として使用されており、その集水域である矢櫃沢川が事業実施区域に含まれております。

次に、住宅等の配置状況について、158 ページをご覧ください。

こちらの図では、事業実施想定区域と最寄りの住宅との距離について示されており、距離は書かれていませんが、約 1.6 キロメートルとなっております。なお、この図の範囲には特に配慮が必要な施設は存在しておりません。

最後に、景観についてです。

266 ページをご覧ください。

主要な眺望点として調査地点が9か所示されておりますが、このうち、最大垂直視野角が最も大きくなるのは1番目の神明会館となっており、4.1度です。

簡単ではございますが、事業の概要の説明は以上とさせていただきます。

続いて、資料4-1を用いて、2次質問とその事業者回答について、答申文（案）たたき台に関する質疑を中心にご説明させていただきます。

資料4-1をご覧ください。

まず、4ページの質問番号2-10の2次質問の①をご覧ください。

本事業区域はほかの計画中の2事業と重複している状況で、周辺にも計画中の事業が多く存在しておりますが、1次質問において、一部、事業者とは協議をしている状況との回答があったことを踏まえ、一部の事業者に限らず、協議、調整を行う必要があると考え、事業者に見解を伺っております。これに対して、事業者からは、指摘のとおり、極力近隣の計画をしている事業者2社とは協議していくべきと考えていますが、現在、協議を行っている1社から、もう一社は協議に応じなかった旨を聴取していることから、計画の確度が上がる方法書以降のタイミングで協議を申し込む方向で検討しているとの回答がありました。

続きまして、6ページの質問番号3-7をご覧ください。

こちらはコウモリに関する質問になります。

1次質問において、区域周辺にコヤマコウモリの分布情報があることを踏まえ、今後、どのように調査、予測及び評価を実施していくかを伺っており、事業者からは専門家のヒアリング結果を踏まえて手法を検討すると回答があったことについて、2次質問では、具体的にどのような手法であれば、コヤマコウモリの生息状況を把握し、予測及び評価ができる見込みか、事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者からは、事業者としてはコヤマコウモリに特化した知見を持ち合わせていないため、専門家へのヒアリングは必須であること、一般論として捕獲調査や風況観測塔などを利用したバッドディテクターによる調査が必要であると考えている旨、回答がありました。

次に、8ページの質問番号3-15をご覧ください。

水資源に関する質問になりますが、1次質問の際に別添資料として示された上ノ国町の水道水源の取水地点について質問しています。取水地点が事業実施想定区域の線上に位置しているようにうかがえたため、詳細な位置を確認させていただきました。これに対して、事業者からは、取水地点は事業実施想定区域の外に位置しているということで、別添資料4-2の1ページにその位置が示されております。

資料4-2を併せてご覧ください。1ページの右側の図で、赤丸で示されている地点が上ノ国町の簡易水道事業の取水地点となっており、ぎりぎりですが、区域の外に位置しているという回答がありました。

続きまして、資料4-1に戻りまして、10ページの質問番号追加3-32をご覧ください。

2次質問において新規で追加した内容となりますが、事業実施想定区域内及び周囲に保安林が含まれていることを踏まえ、渡島半島は地質が脆弱で崩落しやすい地域となっており、道路の修繕の必要性も考えられることから、森林管理署との協議を行うこと、また、道路の状況によっては利用が困難な場合も考えられることから、必要に応じて代替ルートを検討することを意見しております。これに対して、事業者からは、前広に森林管理署等の関係機関と協議を行い、必要に応じて代替ルートを検討する旨、回答がありました。

最後になりますが、13 ページの質問番号 4-13 をご覧ください。

こちらは植物に関する質問になります。

方法書以降に行われる現地調査において、ヒノキアスナロ群落が確認された場合に、この群落に対する影響の回避または低減について現時点ではどのように想定されているか、事業者に伺いました。これに対して、事業者からは、現地調査において、まずは改変区域にヒノキアスナロ群落を含まないように回避を優先的に検討し、改変がやむを得ない場合には低減策を検討するとの回答がありました。

簡単ではありますが、2次質問とその事業者回答についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料 4-3 を用いて関係市町長の意見について簡単に紹介させていただきます。

本事業の関係市町としては、上ノ国町、厚沢部町、木古内町、北斗市の4市町となっております。

順に見ていきますが、上ノ国町の意見として二つ上げられております。

まず、周辺エリアで風力発電事業を計画しているほかの事業者との連携及び状況の共有を図ること、そして、輸送路や送電線など、事業の詳細についても関係自治体と情報共有を図ることについて意見がありました。

次に、木古内町の意見となりますが、こちらも2点の意見を上げられております。

地域住民及び関係自治体に対し、事業内容や事業が及ぼす影響などについて情報提供と丁寧な説明を行い、理解を得ること、そして、周辺の環境保全に配慮しながら事業計画を進めることについて意見がありました。

次に北斗市の意見ですが、北斗市においては、北斗市再生可能エネルギー発電事業と自然環境及び景観等との調和に関する条例を独自に制定しており、市の区域内で計画される事業については、周辺の主要な展望地を市と協議して抽出し、その地点から風力発電設備の視認性が垂直見込み角 0.5 度以下とするという同意基準を設けていることを踏まえ、本事業については北斗市内における事業ではないものの、本条例制定の趣旨を勘案し、景観への影響について配慮してほしい旨の意見がありました。

最後に、厚沢部町長の意見となりますが、特段の意見はありませんでした。

以上で資料 4-3 の説明とさせていただきます。

最後に、資料 4-4 の答申文のたたき台についてご説明させていただきます。

たたき台は、これまでの審議の経過を勘案し、Q&A を基に作成しております。

まず、前書きからになりますが、1 段落目には面積や出力、発電機の諸元等を記載しております。2 段落目では、後に説明させていただきます個別的事項に関することとして、重要な自然環境のまとまりの場や希少鳥類の生息等について記載しており、3 段落目では、以上を踏まえ、次の事項についての的確に対応することとしております。

次に、総括的事項についてです。

まず、(1) は、今後の事業の検討に当たっての意見となっており、従来どおりの記載です。

(2) は、環境面に配慮した区域の絞り込みの検討に関してですが、検討エリアから鳥獣保護区や地すべり防止区域を除外したことは読み取れるものの、どのような検討過程を経て現状の事業実施想定区域の形状に絞られたのかという点が分かりにくいので、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載することを求めています。また、区域内には山地災害危険地区が含まれていることから、土砂流出の防止にも配慮するよう求めています。

(3) では、累積的な影響が生じるおそれがある環境影響評価項目を漏れなく選定することを求めています、(4) では、相互理解促進のため、関係市町、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めることを求めています。

最後に、(5) になりますが、図書の公開について、図書の印刷やダウンロード及び縦覧期間の終了後の継続的な公表を求める内容となっております。

続いて、裏面の 2 の個別的事項のご説明に移ります。

(1) の騒音及び風車の影についてですが、区域及びその周辺に住宅等があることから影響を回避または十分に低減することを求めています。

(2) の水質については、区域内に水道水源の集水域や農業用水として利用がある河川の集水域が存在すること、また、さけ・ます増殖事業が行われている天野川及び厚沢部川の集水域が含まれていることを踏まえ、影響を回避または十分に低減することを求めています。

(3) は動物についてです。

アは、区域及びその周辺において、クマタカ等の希少な鳥類やノスリ等の渡りに関する情報が得られているほか、コヤマコウモリ等の希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られていることを踏まえ、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について回避または十分に低減することを求める意見となっております。

また、イは、従来どおりの意見となっておりますが、哺乳類や鳥类等以外の動物についても各分類群の専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避または十分に低減することを求める内容となっております。

続いて、(4) の植物及び生態系についてです。

アでは、重要な自然環境のまとまりの場である植生自然度9のヒノキスナロ群落や保安林が事業実施想定区域内に存在していることから、土地改変箇所の検討に当たっては、その範囲を避けることなどにより、影響を回避または十分に低減することを求めています。

イは、従来どおりの意見となりますが、動物相において、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するなどし、重要な種については影響を回避または十分に低減することを求める内容としております。

ウも従来どおりの意見となっておりますが、生態系について、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査等を実施し、影響を回避または十分に低減することを求める意見としております。

最後に、（５）の景観についてです。

主要な眺望点については、関係自治体へのヒアリングなどにより選定されているものの、関係自治体だけに限らず、そのほかの機関等へのヒアリングなどにより、ほかに選定すべき眺望点がないか、改めて検討した上で、影響を回避または十分に低減することを求めています。

以上が本事業に係る説明となります。

答申文（案）について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**澁谷会長** それでは、ただいまの説明について委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○**押田委員** お尋ねしたいのですが、厚沢部町は意見がなしということだったのですよね。町長は本当に意見なしで良いのかなという気がするのです。どうでもいいことかもしれないのですが、意見なしとしたのはどうしてなのか、背景などがもしお分かりだったら、気になるので、教えていただければと思います。

○**事務局（榎本技師）** 今回の厚沢部町の意見なしの背景については特に聞いていませんでした。また、この周辺では複数の他事業がありますが、それらの事業に対して厚沢部町がどのような意見をしているか、すぐに出てくる情報はありませんでした。ただ、重複している事業や周辺の事業でどのような回答をしているかは確認ができるかと思います。

この場でお答えできなくて申し訳ありませんが、追って押田委員に情報提供させていただいてもよろしいでしょうか。

○**押田委員** よろしくお願ひします。

いろいろと風車が建ってくる中でだんだん感覚が麻痺していつている感じが北海道で起きてくるとまずいなという気もするのです。そういうことを整理する意味でもそういう情報もあったほうが良いと思いましたので、よろしくお願いいたします。

○**事務局（榎本技師）** 分かりました。

○**澁谷会長** ほかにございませんか。

○松島委員 景観のことについてです。

北斗市から、北斗市としては垂直見込み角 0.5 度以下とするというガイドラインがあるので、それになるべく配慮してほしいという意見があったのですよね。その上で今回の配慮書を見たのですが、北斗市域に桂岳があって、ちょうど境にはなっているのですが、そこを眺望点と見ると見込み角が 1.2 度になるということで、少し配慮が必要ではないかと思いました。

答申文（案）の最後の景観のところに関係自治体に限らずと書いてあるのですが、関係自治体として北斗市の意見に配慮するというをここに書いておく方が良いのではないかと思います。

いかがでしょうか。

○事務局（榎本技師） 今回、北斗市域内の事業ではないということで、北斗市の条例に基づいた意見については答申には載せないことにさせていただきました。その代わりではありませんが、条例の内容は適用されないものの、北斗市から配慮してほしいという意見があったという点について事業者の考えを伺うという意味で 2 次質問において事業者質問しております。

資料 4-1 の 9 ページの質問番号追加 3-30 をご覧ください。

北斗市においては先に挙げた条例を制定しており、本事業は北斗市内における事業ではないので、基準が適用されるわけではありませんが、関係自治体が上記のような基準を設定していることを踏まえ、本事業においても配慮を検討されていることがあればご教示ください、また、北斗市と協議された経過があればお知らせくださいという質問をしております。これに対して、事業者からは、この条例が適用される件ではないので、協議は実施はしていません、ただし、本事業に関する景観への影響が及ぶ可能性がある旨を事前に説明しており、意見交換を行っているとの回答がありました。また、北斗市からは、特段、大きな懸念や反対の意見は示されておらず、景観について適切な配慮を行うよう求められたとのことで、今後も関係自治体と連携を深めて進めていきます、という回答をいただいています。

繰り返しになりますが、今回、市域内ではなく、北斗市の条例が適用されないということで、答申文（案）の中では条例を挙げての明言はしない予定です。しかし、2 次質問の中で意識の確認はさせていただいたということです。

いかがでしょうか。

○松島委員 事前に北斗市に説明をして、その上で、特段、懸念や反対の意見はなかったということであれば、それで十分だと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○松島委員 すみません、もう一点です。

これは答申文（案）に直接関わることではないかもしれませんが、追加資料として新しく配っていただいた資料 4-2 において、添付 2 と書いてあるページに表があります

よね。表 4.3-16 の重要な種への影響の予測結果というところで、哺乳類、樹林性のものの中にヒグマがないのですが、ヒグマはいないのですか。

○事務局（榎本技師） 道南なので、いないことはないですよ。

○松島委員 そうですよ。多分、生息範囲が広いからたまたま拾えなかったのか、何なのかは分からないのですが、最近では熊のことを考えておかないといけないのではないかなと思って気になりました。

どうしろというわけでもないのですが、ヒグマについても、本当にいないのかを確認した方が良くかもしれないということです。

○事務局（榎本技師） 恐らく、こちらの表については、レッドリストなどを確認して、その中で出てくる種を取り上げており、その中にヒグマが載っていないからと思いますが、もちろん、生息していることは事業者も認識していると思います。

今後、道南に限らず、全道域になりますが、前回の審議会でもヒグマへの影響などについてご意見をいただいたので、我々としてもヒグマに関する事業者の見解については質問したいと思います。

○松島委員 最近の動向を見ていると、調査に入るのも危険な状態ではないかと思うので、ガイドラインか何かがあったらいいのではないかと思います。

○事務局（榎本技師） ご意見をありがとうございます。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○押田委員 今のお尋ねに対する補足です。

まさにレッドリストなのです。先ほどの件でも出てきましたが、ヒグマは、天塩や増毛地方のエゾヒグマという地域個体群だけのレベルでレッドリストに載っていますので、恐らくそれと関係ないからここには書いていないのではないかなと思います。

ただ、今、特に道南のほうは大変なヒグマの害が出ていますので、今おっしゃられたとおり、今後、そういうことも付記していくのは非常に重要なことではないかと思います。

私から勝手な補足でした。

○松島委員 重要な種と書いていますので、やはりレッドリスト掲載種という意味ですよ。

○押田委員 そうです。環境省のレッドリストですね。でも、多分、次の改訂でなくなってしまうのではないかと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ほかにご意見やご質問がないようすし、答申文（案）の修正に関しましては特に今回は必要ないという議論の内容だったと思います。ですから、この文案のとおり、私から知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長 特段、何かの意見がありましたら、メール等で事務局に急ぎで連絡をしてい

ただければと思います。

それでは、議事の（４）については以上とします。

次に、議事の（５）に移ります。

本日が２回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）苫前郡風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まずは、事務局から主な２次質問とその事業者回答等の報告、それから、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（瀧川主任） まず、関係資料は資料５-１から資料５-４となっております。

事業概要について簡単に振り返ってまいりますので、図書の苫前郡風力発電事業計画段階環境配慮書の４ページと５ページをご覧ください。

事業実施想定区域は苫前郡苫前町・羽幌町及び初山別村となっており、発電所の最大出力が２８万キロワット、単機出力が４,０００キロワットから６,０００キロワットの風力発電機を最大で７０基設置する計画です。

事業実施想定区域の面積は、約９,３２６ヘクタールとなっております。

次に、３８ページをご覧ください。

設置が予定されている風力発電機の概要ですが、ローター直径が１１０メートルから１７５メートル程度、高さは最大２２０メートル程度となっております。

次に、めくっていただいて、４１ページをご覧ください。

４１ページとその次の４２ページにまたがりますが、区域周辺の他事業についてです。

稼働中の風力発電所が複数あり、計画中の事業が１件あります。

次に、事業実施想定区域及びその周囲の概況について、動物から説明いたします。

まず、８８ページと８９ページをご覧ください。

ノスリの渡り経路が示されておりますが、春季、秋季、共に区域及びその周辺で渡り経路が確認されております。

次に、９６ページをご覧ください。

EADASのセンシティブティマップによる注意喚起レベルが表されておりますが、区域及びその周囲はオオワシとオジロワシの生息情報によりレベルＢとされております。

続いて、９８ページをご覧ください。

オオハクチョウやマガンなどの渡り経路があることも分かります。

次に、植物になります。

１０６ページをご覧ください。

区域内の一部には、植生自然度１０であるヨシクラスがあるほか、植生自然度９のトドマツ・ミズナラ群落やハルニレ群落が存在しております。

次に、重要な自然環境のまとまりの場について、１２８ページをご覧ください。

区域内中央エリアに羽幌旭日公園鳥獣保護区や学術自然保護地区である北限のスギが確認されています。南部エリアの東部周辺には羽幌キハダ遺伝資源希少個体群保護林がある

ことも分かります。隣の 129 ページでは保安林が示されており、区域内に保安林が広がっていることも分かります。

次に、169 ページをご覧ください。

文章になりますが、配慮が特に必要な施設が記載されておりまして、最近接の住居で 0.5 キロメートル、医療機関では初山別村立の有明診療所が 0.6 キロメートルとなっております。図については 171 ページから 176 ページに記載されておりますので、適宜、確認をお願いいたします。

最後に、景観についてです。

飛びまして、338 ページをご覧ください。

主要な眺望点が記載されております。

番号についてはその前の 336 ページと 337 ページに記載されておりますが、周辺では、身近な眺望点を含め、計 18 地点が選定されています。中央エリアと南部エリアの間に位置している 6 番の羽幌町民スキー場「びゅー」が風力発電機設置対象区域までの距離が最も近く、また、垂直見込み角も 10.4 度と大きくなっております。

簡単ではありますが、事業の概要説明は以上となります。

続いて、資料 5-1 を用いまして、2 次質問と事業者回答についてご説明をいたします。

なお、資料 5-2 は資料 5-1 の補足資料となりますので、適宜、ご覧ください。

それではまず、資料 5-1 の 3 ページの質問番号 2-5 をご覧ください。

鳥獣保護区についてです。

1 次質問で、事務局から、鳥獣保護区について、改変を回避するにもかかわらず、事業実施想定区域から除外しなかった理由を質問したことに対し、事業者から、輸送路や道路拡幅等の改良が伴う既存道路の活用として可能性を広く考慮しているため、区域に含んでいると回答がありました。また、鳥獣保護区域内では事業を実施する計画はなく、改変を回避するとの回答がありました。

これを受けて、2 次質問で、これらはつまり事業実施を想定しないことを意味していると思われるが、それではなぜ初めから事業実施想定区域から除外できなかったのか、改めて質問しました。これに対して、事業者から、事業実施エリアに複数の除外エリアを図示すると、事業実施想定区域の区域界の表現が複雑になるため、便宜上、事業実施想定区域に含めたものであり、鳥獣保護区は改変しないとの回答がありました。

なお、8 ページの質問番号 3-7 においても、事業実施区域内に学術自然保護地区の北限のスギが含まれていることについて同様に質問を行いました。これに対して、事業者から、先ほどのように、便宜上、事業実施想定区域に含めたものであり、北限のスギについても改変しないと回答がありました。

続いて、9 ページの質問番号 3-11 をご覧ください。

区域内の保安林は水源かん養保安林であるため、保安林は優先的に回避されるのか、水資源の確保や水質保全への配慮について質問しました。これに対して、事業者から、保安

林について、可能な限り早い段階で状況を把握し、優先的に回避を検討すると回答がありました。また、水資源の確保や水質保全のために樹木の伐採は必要最小限にとどめる、土地の造成箇所では、土砂流出防止策や沈砂池等を設置し、土砂や濁水の流出を防止するなどの配慮を行う方針であるとの回答がありました。

次に、16 ページの質問番号 4-7 をご覧ください。

事業実施想定区域と海岸線までの最短距離が約 20 メートルであり、海岸段丘が多く存在していることから、海岸段丘付近で海ワシ類の衝突リスクが高いことを踏まえた区域の絞り込みが必要と思われるため、方法書段階でどのような絞り込みを検討する予定か、質問しました。これに対して、事業者から、海岸段丘付近における海ワシ類の衝突リスクが高いことを踏まえ、風力発電機はできるだけ内陸側に設置することを想定しており、方法書手続において、事業計画の具体化に合わせて区域の絞り込みを図る計画であるとの回答を得ました。

続いて、同じく質問番号 4-7 の④をご覧ください。

前回の審議会でもありましたが、風力発電機の設置の際は、景観資源である海岸段丘の保護及び猛禽類の衝突防止を踏まえ、海岸線を避けて風力発電機を設置するのか、改めて質問しました。これに対して、事業者から、景観資源である海岸段丘の保護及び猛禽類の衝突防止を踏まえ、海岸線を避けて風力発電機を設置する方針であると回答がありました。

資料 5-1 の説明は以上となります。

次に、資料 5-3 の関係町村長意見についてご紹介をいたします。

本事業の関係町村は、苫前町、羽幌町及び初山別村の 3 町村になります。

まず、苫前町からは、鳥類、コウモリ類の衝突対策について、衝突の回避または低減に努めるとともに、有識者等から助言を得、対策を求める意見が提出されています。

次に、羽幌町からですが、大きく 4 点の意見が提出されています。

1 点目は、農業や漁業に影響が及ばないように、騒音や濁水等への対策を徹底すること、2 点目は、動植物や生態系への影響を的確に把握し、重要な種や生息地が損なわれないよう万全の配慮を求めること、3 点目は、羽幌町はオジロワシ等の猛禽類を含む渡り鳥の飛来ルートであり、バードストライク等のリスクに対し、専門的知見を踏まえた調査、予測及び評価を行い、環境保全の見地から慎重に対応すること、4 点目は、地域住民や関係機関に対し、事業内容や事業が及ぼす影響について適切な情報提供と丁寧な説明を行い、地域特性や地域住民等の意見を踏まえ、周辺環境の保全に最大限配慮すること、となっております。

初山別村からは意見はありませんでした。

資料 5-3 の説明は以上となります。

最後に、資料 5-4 の答申文（案）たたき台の説明をさせていただきます。

たたき台については、最近の他の風力発電事業の配慮書への答申をベースに、これまでの審議の経過や町村長意見などを勘案して作成しております。

それでは、順に説明をまいります。

まず、前書きになりますが、従来と同様、1段落目には事業の特性、2段落目には地域の特性をまとめており、3段落目では、以上を踏まえ、的確に対応することを求めています。

次に、総括的事項についてご説明いたします。

総括的事項の（１）は従来と同様で、個別的事項の内容を十分に踏まえ、最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等の助言を得るなどしながら調査、科学的知見に基づく予測及び評価を実施し、計画に反映させること、重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合等は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避または低減することを求めています。

（２）は事業実施想定区域の設定に関する意見ですが、羽幌朝日公園鳥獣保護区や学術自然保護地区を区域から除外しなかった説明が不足していることを踏まえ、検討過程の説明が不十分で分かりにくいことを指摘し、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載することを求めています。また、土砂流出の防止にも配慮するよう求めています。

次に、（３）では累積的な影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定した上で適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

（４）では、羽幌町で制定している条例について、条例を遵守し、同町と協議した上で、方法書ではその結果を反映した計画とすることを求めています。

（５）は住民等への積極的な情報提供に関する意見で、関係町村長意見にもありましたとおり、情報提供や丁寧な説明を求めています。

めくっていただいて、（６）は図書の公開に関する意見です。

本事業は縦覧期間中の印刷やダウンロードができず、継続公表がなかったことから、図書の印刷、ダウンロードを可能にすることや縦覧期間終了後の継続的な公開を求める意見としています。

次に、２の個別的事項に移ります。

（１）は騒音及び風車の影についてですが、区域及びその周辺に住居や医療機関等が多数存在していることから、従来と同様、騒音や風車の影による影響を回避または十分に低減することを求めた意見としています。

（２）は水質についてです。

区域内にさけ・ます増殖河川の羽幌川の支流が含まれているほか、区域及びその周辺には複数の農業用水の取水地点が含まれていることから、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念されるため、調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえた濁水等の防止措置を講じることや水質への影響を特に配慮しなければならない区域を事業実施想定区域から除外することなどによる影響の回避、低減を求めています。

（３）は地形及び地質についてです。

事業実施想定区域が重要な地形である羽幌や羽幌一汐見段丘と重複しており、特に羽幌

及び羽幌一汐見段丘はほぼ全域が事業実施想定区域に含まれていることから、当該地形の詳細な分布状況を把握した上で、改変を可能な限り避けることなどにより影響を回避または十分に低減することを求めています。

（４）は動物についてです。

まず、アでは、文献やヒアリングにおけるオオワシやオジロワシなどの希少な鳥類の生息、ノスリやガン・カモ類等の渡りがあること、希少なコウモリ類の生息情報があることに触れ、それらへの影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響を回避、低減するよう求めています。

イでは、動物相について、専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避、低減するよう求めています。

（５）は植物及び生態系についてです。

アでは、区域内に植生自然度の高いヨシクラスやトドマツ・ミズナラ群落、羽幌朝日公園鳥獣保護区、北限のスギ学術自然保護地区、保安林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることを挙げ、影響の回避、低減を求めています。

イは従来どおりの記載で、専門家等からの助言を得ながら植物相を的確に把握し、予測及び評価を実施するよう求めています。

ウも従来どおりの生態系に関する意見で、区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種やその餌資源の好適な生息地の改変を避けることを求めています。

（６）は景観についてです。

アでは、眺望点の選定について、関係自治体に限らず、その他機関等へのヒアリングなどにより、他に選定すべき眺望点がないか、改めて検討することを求めています。

イでは、景観資源である羽幌一汐見段丘等が区域に含まれており、事業による改変により直接的な影響を受ける可能性があること、区域内の眺望点である羽幌町民スキー場「びゅう」等からは風車の垂直見込み角が大きくなることを挙げ、こうした景観への影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求めています。

最後になりますが、（７）は人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

区域にオロロンライン・サイクルルートの羽幌ルートが含まれており、事業による騒音、風車の影及び景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念されるため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより影響を回避または十分に低減することを求めています。

以上、資料 5-4 の説明となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願いいたします。

○澁谷会長 それでは、ただいまの説明について委員の皆様からのご質問やご意見をお願いします。

○押田委員 先ほどの厚沢部町に続き、今回も初山別村の村長からは意見なしということなのですね。

本当にこれで良いのかということ、それから、地方自治体によって、こういうことに対する理解や価値観に相当な温度差というか、違いがあるのかなという感じがしました。ちゃんとした判断の下で意見がないのであれば良いのですが、そういう判断もできない、よく分からない、実際にどういうものかが分かっていない中で特に何も言わなくて良いかということでお話をされている地方自治体があると怖いなという感じがします。

余計なことかもしれないのですが、どういうふうに意見を照会されているのか、私はよく分からないのですが、意見照会するときにもっと分かりやすく、何か工夫があっても良いのかなと思います。無理に変な文句を言わせることもないのですが、今回、二つ続いたので、そんな気がいたしました。

だからどうこうというわけではないのですけれども、何かお考えがありましたらお聞かせください。

○事務局（瀧川主任） 押田委員のおっしゃるとおりで、何も分からずに意見がないとか、過去の他の事業に対して同じように意見しているから、今回も意見がないとかということが起きてしまっただけでは本当に危ない状況に陥るかと思っています。

今後、事務局で市町村長に対する照会をするときは、おっしゃるとおり、無理に文句や意見を言わせるわけではないのですが、できる限り何か意見を言っていただけるような仕方等を考えていきたいと思っています。

○事務局（名畑課長補佐） もう一言、私から補足させていただきます。

感覚の話ですけれども、あまり意見がない市町村は、どちらかというと、再エネを推し進めているところが多いというのが私の感想です。

ただ、おっしゃるとおり、環境の影響はしっかり見ていかなければならないものです。我々も市町村に対するアセス制度の説明は定期的に行っていくこととしておりますし、アセス制度の必要性を市町村の皆様をしっかり理解していただけるよう、今後も発信していければと思いますので、よろしくお願いします。

○押田委員 推し進めていきたいのだったら、そういう意見をこういうところを出していただいても、それもまた良いという気もするのですが、分かりました。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

○松島委員 景観のことについてです。

ほぼ書いてあるので、いいかなとも思うのですが、答申文（案）の3ページの（6）の景観のイです。

スキー場では垂直見込角が大きいということから、適切に調査、予測、評価を実施してほしいという意見です。これはおおむね良いと思うのですが、スキー場は冬の利用が中心になりますので、特に緑が落ちた冬場は、風車や人工物が夏よりも目立つと思います。ですから、なくても良いと思うのですが、特に冬の調査をしっかり行ってほしいということ

をどこかで事業者に伝えていただけるといいかなと思いました。

もう一つは、先ほど押田委員がおっしゃっていたように、初山別村は最初の事業の話でも遠別との境目で、かなり自然度が高い森林が計画区域として入っているので、やはり、その節はちゃんと意見を言っていただければなと思いました。

○事務局（瀧川主任） 景観のイのスキー場に関して、冬の調査についても方法書で行ってもらえるように伝えたいと思います。

○澁谷会長 ほかにございませんか。

（発言者なし）

○澁谷会長 ほかにご意見、ご質問がなく、基本的には答申文（案）たたき台の修正に関わる議論はありませんでしたので、この文案のとおり、私から知事に答申をすることにしたと思います。よろしいでしょうか。

（発言者なし）

○澁谷会長 もし会議の終了後に何かございましたら、速やかに事務局にご連絡をお願いします。

それでは、この議事につきましては以上とします。

これをもって、本日の議事は全て終了となります。

事務局から連絡事項があるとのことですので、お願いいたします。

○事務局（名畑課長補佐） 皆様、長時間のご審議、誠にありがとうございました。

次回以降の審議会についてご連絡させていただきます。

既に日程調整をさせていただいておりますが、第4回は9月5日金曜日、第5回を10月8日水曜日に予定しております。

また、11月、12月については、今、日程照会をさせていただいておりますので、ご回答のほど、よろしくお願いいたします。

お忙しいところ申し訳ありませんが、ご予約の確保のほど、よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○澁谷会長 それでは、以上で本日の審議会を終了といたします。

どうもお疲れさまでした。

以 上